

みんなで築く パークタウン上牧

「夢」「感動」「友愛」のある美しいまちづくり

上牧町総合計画



上牧町

みんなで築くパークタウン上牧宣言



みんなで築く パークタウン上牧

—「夢」「感動」「友愛」のある美しいまちづくり—

著しく変化する社会情勢にあつて、少子高齢化、高度情報化、地方分権、地球規模での環境問題など激動の時代となっています。

また、住民の価値観やライフスタイルは多様化しており、柔軟できめ細かな施策を展開するためには、様々な活動を通じて住民の皆さんと交流し、常にその声に耳を傾け同じ方向を見、同じ目線で協働と参画によるまちづくりを進めていく必要があります。

そのような中、上牧町が今後10年間にわたって基本的なまちづくりを示す第4次総合計画を策定いたしました。

このまちに住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるまちであるために、まちづくりの理念・将来像を『みんなで築くパークタウン上牧「夢」「感動」「友愛」のある美しいまちづくり』として、住民の皆様のご理解とご協力を得ながら、未来へ引き継ぐまちづくりを進めていきたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご指導、ご協力をいただきました関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

平成19年7月

上牧町長 杉田重雄

上牧町町民憲章

わたくしたちは美しい緑と輝く太陽の自然に恵まれ平和で豊かな未来をめざす上牧町の町民です。

- 1 心のふれあいを大切に楽しい町をつくりましょう。
- 1 自然を愛しきれいな住みよい町をつくりましょう。
- 1 健康のよろこびをもち明るい町をつくりましょう。
- 1 教養を高め文化を育て豊かな町をつくりましょう。
- 1 みんなのしあわせを願い平和な町をつくりましょう。

上牧町章



上牧町の上を図案化し、中心部の花卉は、槿の葉とクローバの組合せであり、行政機関の伸長を願い、八つの葉は、それぞれ住民の幸福と職業大別を表現したパターンでそれを人間の頭脳位置に置き、町政の大切さを表わして人間が輪をつくり、上牧町の繁栄に協力する姿をシンボルパターンとする。

町の木「槿」

槿の木は庭木としてよく植えられています。幹はまっすぐに伸び、葉は密生して上を向いています。しかも決して下を向かないといわれています。この木のように人の心もまっすぐで、太陽に向かってすばらしい住みよい町作りをイメージしています。

町の花「ゆり」

ササユリは、かつて町内の丘陵地帯に数多く自生していました。ササユリの清楚なイメージから清く美しい心を持ち家庭生活に心の安らぎをおぼえる花として選ばれました。

目次

はじめに

上牧町総合計画策定の概要	6
--------------	---

基本構想

みんなで築くパークタウン上牧宣言	8
まちづくりの理念・将来像	8
人口フレーム	9
土地利用フレーム	11

みんなで築くパークタウン上牧実現のための基本構想・基本方針

安心づくり構想	13
人づくり構想	13
まちづくり構想	13

基本方針

1. さわやかリビングライフ上牧	14
2. いきいきヒューマンライフ上牧	14
3. のびのびパーソナルライフ上牧	11
4. きらきらアクティブライフ上牧	11
5. はつらつコミュニティライフ上牧	12
基本構想 交通体系図(別紙資料)	17
上牧町総合計画 基本構想 体系図	18

基本計画

1. さわやかリビングライフ上牧	
(1) 夢と感動に出会う豊かな交流の実現 ～交通体系・情報基盤～	22
(2) さわやかな水と緑のきれいな暮らしの実現 ～環境保全・景観緑化・公園緑地・廃棄物処理・火葬場、斎場、墓地～	25
(3) 快適で清潔なうるおいのある居住空間の実現 ～住宅・上水道・下水道～	29
(4) かけがえのない生命を守れる暮らしの実現 ～町土保全・消防防災・交通安全・防犯～	32
2. いきいきヒューマンライフ上牧	
(1) 生涯現役の長寿社会の実現 ～高齢化対応～	37
(2) すこやかなヒューマンライフの実現 ～保健・医療～	39
(3) いきいき暮らせるノーマライゼーション社会の実現 ～福祉～	41
3. のびのびパーソナルライフ上牧	
(1) 夢づくり・人づくりの推進 ～生涯学習・学校教育～	44
(2) 生涯スポーツの推進 ～生涯スポーツ～	47
(3) ドラマティックな上牧文化の創造 ～歴史・文化～	48
(4) 一人ひとりが大切にされる差別のない明るいまちづくりの実現 ～基本的人権の尊重～	49
4. きらきらアクティブライフ上牧	
(1) 地域の特性を活かした農業の推進 ～農業～	52
(2) 個性豊かな商工業の振興 ～商工業～	54
(3) 資源を活かした協働による名所づくりの推進 ～名所づくり～	56
5. はつらつコミュニティライフ上牧	
(1) 一人ひとりがきらめき、はばたくまちづくりの推進 ～住民参画～	58
(2) 自立した行政運営の推進 ～行財政・広域行政～	60

資料

はじめに



はじめに

上牧町総合計画策定の概要

1. 策定の意義

総合的・計画的な行政運営を図るために、将来的な見通しにたった長期的な方針を定め、平成8年に第3次総合計画を策定し、「夢」「感動」「友愛」を理念としてまちづくりをめざしてきました。この理念は、いつに時代でも重要なまちづくりのテーマとして継承し、みんなで築くパークタウン上牧－「夢」「感動」「友愛」のある美しいまちづくり－を理念・将来像としておおむね10年後を目標とした第4次上牧町総合計画を策定するものである。

2. 計画の構成・期間

(1) 基本構想

基本構想の目標年次は、平成29年（西暦2017年）とする。

(2) 基本計画

基本計画の目標年次は、平成24年（西暦2012年）とする。

基
本
構
想



みんなで築く*パークタウン上牧宣言

まちづくりの理念・将来像

「夢」「感動」「友愛」は、第3次基本構想において、まちづくりの理念として、掲げてきましたが、今後においてもまちづくりの理念として重要であるとの考えを基に第4次基本構想にも継続していくものとします。

私たちがめざすまちづくりの理念を、「夢」が描けるまち、「感動」に出会うまち、「友愛」を育むまちとします。

夢とは、人々が経済性や利便性だけでなく、まちに将来の自分の可能性を思い描き、それを実現できる高い文化機能のことで、具体的には、自分の個性や能力を活かせる機会や場の存在です。

感動とは、人やものとの出会いにより、新しい自分の発見などで、喜びや驚きとして心の琴線に触れられる高い精神活動のことで、具体的には、まちにそれを実感できる機会や場の存在です。

友愛とは、多様な価値観をもつ人々がともに、夢が描け、感動を共有できる暖かみとふくらみのある新しいコミュニティ意識のことで、

このまちに住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるまちであるために、町全体を公園としてイメージし、みんなで築いていくまちをめざして、まちづくりの理念・将来像を次のように掲げます。

みんなで築く*パークタウン上牧 —「夢」「感動」「友愛」のある美しいまちづくり—

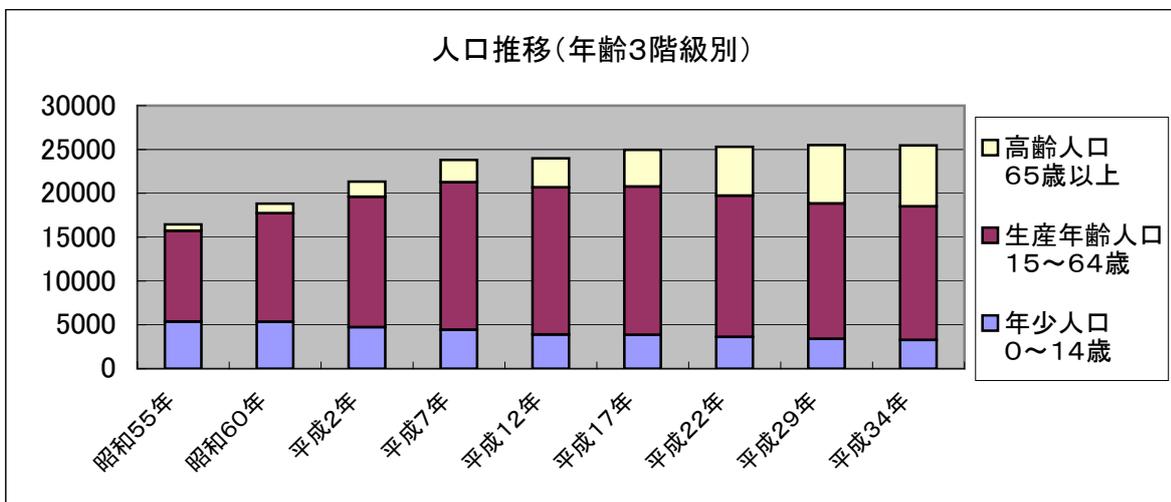
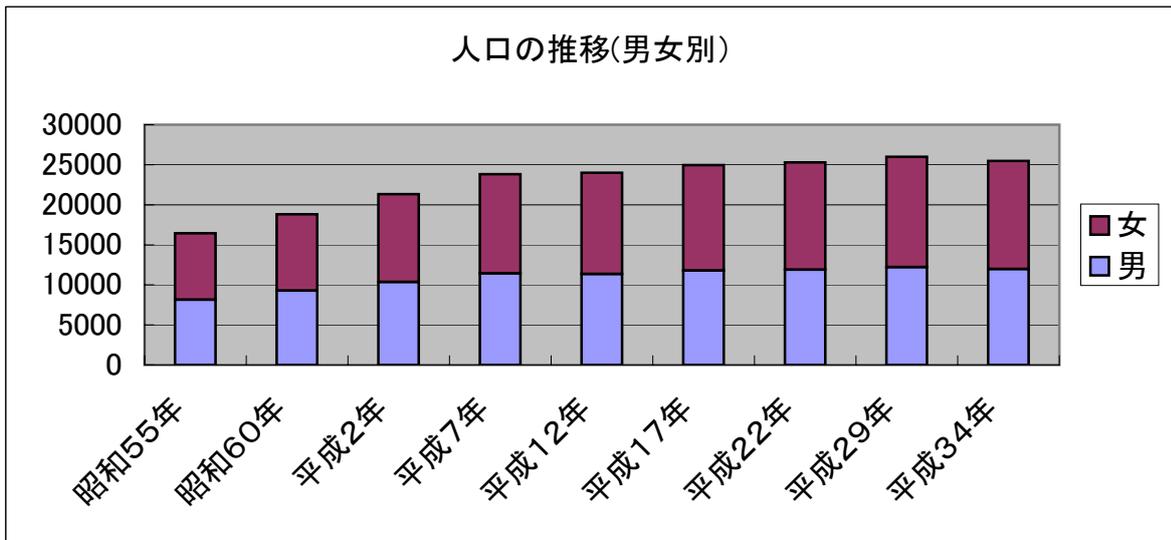


人口*フレーム

本町は、昭和47年の町制施行以降、大阪などに隣接し通勤圏に位置することから、宅地開発が進み、大都市圏からの人口流入に伴い、著しい人口増加を示してきましたが、平成7年は人口23,811人（平成7年国勢調査による）で以降はゆるやかな人口増加で推移してきました。また、近年の宅地開発などの社会動態の増により平成17年は24,955人（平成17年国勢調査速報値による）で平成29年には26,000人（国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成14年3月作成）を基準に平成17年国勢調査速報値により誤差修正値）をピークに、以後、社会動態は沈着し、少子高齢化がより進み自然動態の増加率のマイナスにより人口は減少し始めます。

したがって、目標年次における将来人口は26,000人とします。

将来人口目標（平成29年） 26,000人



国勢調査から見る上牧町の人口

(単位:人)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	16,452	18,826	21,336	23,811	24,005	24,953
男	8,153	9,283	10,369	11,435	11,372	11,801
女	8,299	9,543	10,967	12,376	12,633	13,152
年少人口 0～14歳(比率)	5,362 33%	5,359 28%	4,742 22%	4,442 19%	3,903 16%	3,852 15%
生産年齢人口 15～64歳(比率)	10,358 63%	12,376 66%	14,868 70%	16,826 71%	16,782 70%	16,625 67%
高齢人口 65歳以上(比率)	732 4%	1,091 6%	1,726 8%	2,543 11%	3,302 14%	4,471 18%
昼間人口	11,824	13,401	15,003	16,529	16,973	18,121
総就業人口	6,090	7,153	8,617	10,417	10,472	10,649
第1次産業 (比率)	121 2%	94 1%	62 1%	56 1%	70 1%	91 1%
第2次産業 (比率)	2,507 41%	2,834 40%	3,149 37%	3,589 34%	3,410 33%	2,891 27%
第3次産業 (比率)	3,454 57%	4,186 59%	5,351 62%	6,712 64%	6,948 66%	7,369 69%
世帯数	4,465	5,238	6,126	7,195	7,701	8,309
一世帯人口	4	4	3	3	3	3
一般世帯人員	16,452	18,826	21,336	23,403	23,386	24,035

土地利用フレーム

本町の土地の利用形態については、総面積614ヘクタールのうち約36.6%を宅地が占めており、次いで公共公益その他の公的施設21.7%、山林その他の自然地等17.9%、水田17.1%、畑6.7%（平成16年）となっています。

特徴としては、住宅開発に伴う宅地の増加傾向は沈静してきていますが、町道下牧・高田線沿線地域に大型小売店の進出や小売店が集積してきており、農地等の転用が進んでいます。

しかし、町土はその公益性からみて住民すべての共有財産であり、生活はもとよりあらゆる活動の基盤となる大切な資源でもあります。計画的な土地利用の方向を示すことは無秩序な開発を抑制するとともに、治山・治水や豊かな自然環境の保全などの公益機能の増進を図る目的をもっています。今後、さらに良好な生活環境を目指し都市的機能の整備、また自然レクリエーション機能の整備を図るには、長期的な土地利用の計画を明確に示す必要があります。

このため、本町に4つのゾーンを設け、それぞれの利用方針を示します。

(1) ゆとりとうるおいのリビングゾーン —居住空間充実地域—

片岡台、桜ヶ丘、友が丘、滝川台、及び葛城台地域等の宅地開発ゾーン。

この地域は、ゆとりある宅地面積を保ち、小規模な宅地開発を抑制しながら、良好な道路や緑地空間の確保に努め、景観的にも調和のとれた住宅地として整備していくゾーンとする。

(2) 活気と華やぎのストリートゾーン —中心商業・文化振興地域—

下牧から五軒屋に至る町道下牧・高田線を軸とした南北に伸びる本町のほぼ中央に位置するゾーン。

この地域は、すでに大規模小売店を中心とした商業地域が形成されており、さらに保健福祉センター（2000年会館）、文化センター（ペガサスホール・中央公民館・図書館）及び役場等が含まれ、住民の消費生活、文化活動、交流活動の拠点であり、今後さらに商工業、文化交流機能の充実を図り、本町の顔となる大通り（メインストリート）として洗練され、滝川と一体となった景観形成を図るゾーンとする。

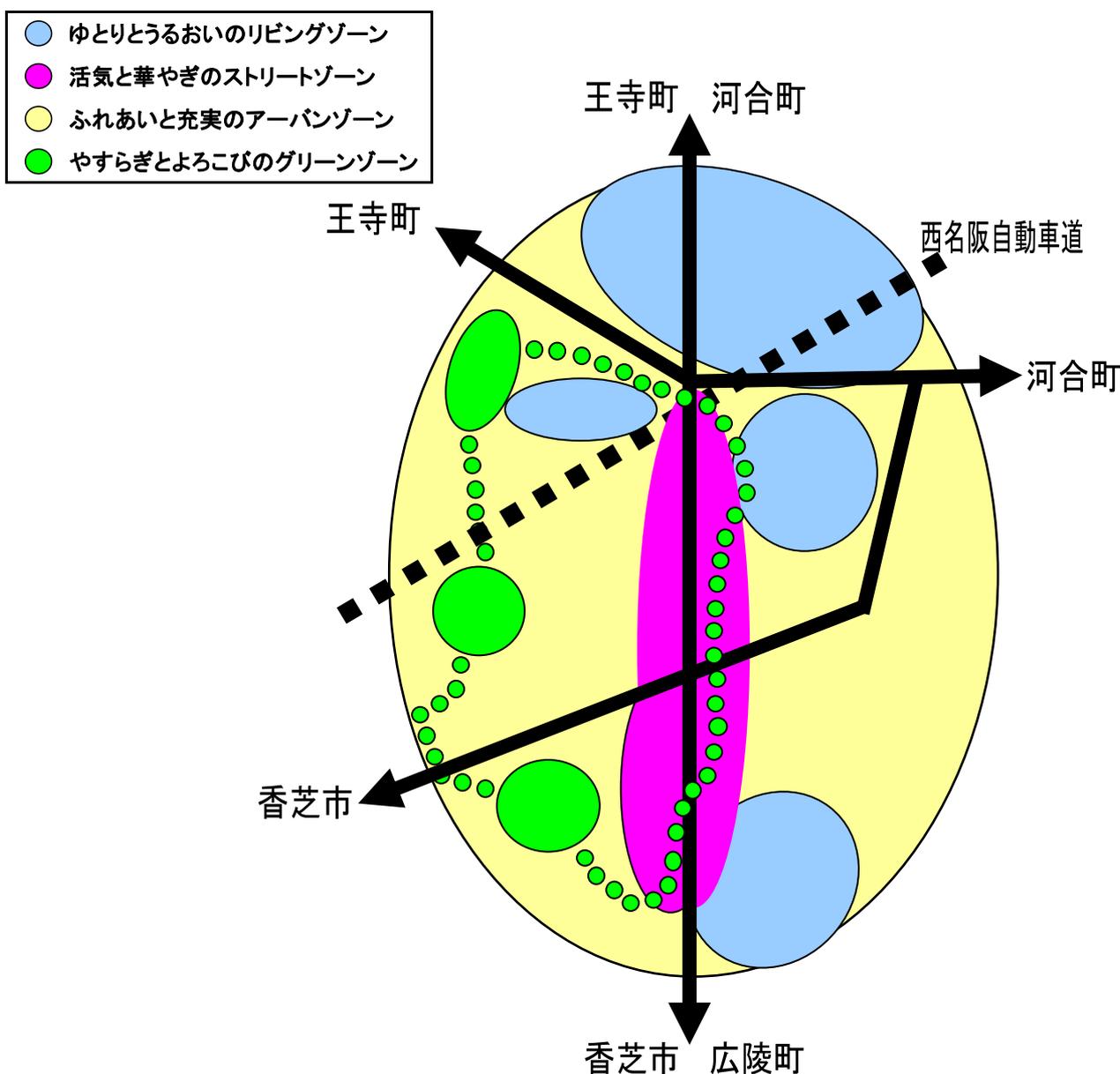
(3) ふれあいと充実の^{*}アーバンゾーン —自然保全・生活環境整備地域—

下牧、北上牧、南上牧、五軒屋、新町等の集落と服部台、米山台、松里園等の宅地開発地が混在する市街地ゾーン。

この地域は、旧来の集落やそれらの集落と宅地開発地が混在する地域であり、心やすらぐ農村風景が残されており、今後無秩序な宅地開発を抑制しながら、身近な緑地や自然環境の保全に努め、利便性が高く良好で自然豊かな市街地として整備を図るゾーンとする。

(4) やすらぎとよろこびのグリーンゾーン — 笹ゆり回廊 —

この回廊は、浄安寺、伊邪那岐神社や片岡城跡などの歴史文化資源と秩父池、滝川などの自然資源を有するとともに、生活に密着したふるさとの道や町並みが残されており、今後、この自然の保全とともに歴史的な資源を活かし^{*}スローライフを意識した名所づくりを図るゾーンとする。



スローライフ:「手間ひまかけて、自分のペースでじっくり
過ごす」生活スタイル

みんなで築くパークタウン上牧実現のための基本構想・基本方針

○ 安心づくり構想

安心でさわやかな気分で暮らせる、そんなごく当たり前なこともさまざまなまちの機能によって支えられています。より住み心地のよいスローライフな暮らしを実現するために、利便性が高く快適で安心できる防災・防犯や生活基盤の整備をめざします。

また、幼児から高齢者まですべての住民がいきいきとした人生を送れるよう健康でだれもが安心できる保健・医療・福祉体制の充実した「夢とコミュニケーション」のあるまちをめざします。

○ 人づくり構想

住民一人ひとりの個性や能力を活かし、表現できるまちを実現するために、多彩な学習やスポーツの機会を充実し、人々の豊かな交流を通じて***ドラマティック**な文化創造をめざします。また、これからのまちを築いていく人材の育成や男女共同参画によるまちづくりの推進に努めます。

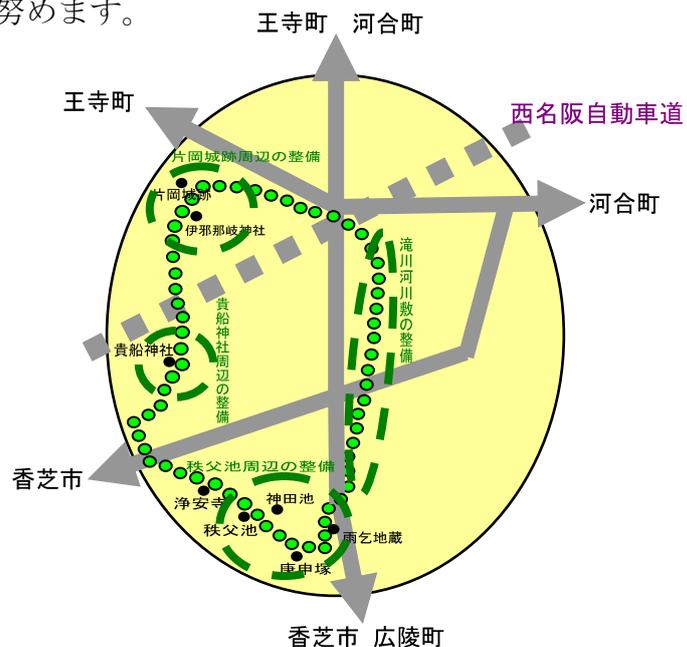
○ まちづくり構想

第3次基本構想では、***サンシャイングリーンベルト**としての名称で一定の整備を完了しましたが、第4次基本構想ではこれを受け継ぎ、さらにまち全体の自然・歴史遺産の保全と活用を目的に「かんまき笹ゆり回廊構想」と位置づけます。

まちを形成する商工業の振興に努めることにより生活基盤の安定をめざし、心身のやすらぎと喜びに満ちたまちづくりをめざします。

また、地方分権、行財政改革と厳しい社会情勢のなか、自立し、住民とともに「みんなで築くパークタウン上牧」を目標とした基本構想を着実に推進するため、積極的な情報提供や行財政運営の効率化に努めます。

かんまき笹ゆり回廊整備構想図



1. さわやか^{*}リビングライフ上牧

(1) 夢と感動に出会う豊かな交流の実現

住民が快適な日常生活を送れるよう、交流の基盤となる道路交通網及び情報通信ネットワークの整備強化を図る必要があります。このため、近隣市町村と連携した広域基幹道の整備及び電子自治体の構築を図ります。

※ 基本構想 交通体系図については、別紙資料を17ページを参照

(2) さわやかな水と緑のきれいな暮らしの実現

きれいな水とゴミのない、さわやかな風につつまれた暮らしを実現するために、河川への汚水流入を防止するとともに、ゴミの減量化、再資源化の取り組みを進め、住民や事業所に対する環境美化啓発に努めます。また、無秩序な開発に対する監視を強化するなど美しい自然を残すための環境保全対策を進めます。

(3) 快適で清潔なうるおいのある居住空間の実現

快適でうるおいのある居住環境の実現のために、開発行為に対して良好な生活環境に配慮した指導をするなど、高齢者や障害者にやさしい居住環境の整備を進めます。また清潔で豊富な上水道の確保のため維持管理体制の強化を図ります。さらに、公共下水道の早期完了をめざし、快適で清潔な居住環境の実現を図ります。

(4) かけがえのない生命を守る暮らしの実現

万が一の災害に備えるため、河川改修や下流対策事業の推進とともに、町内危険箇所
の早期改修を図るなど治山・治水対策を進めます。また、交通安全や防災・防犯意識の向上のための啓発に努めます。さらに、消防団の組織強化や自主防災組織の育成に努めるとともに災害時における危機管理体制の整備を進めます。

2. いきいき^{*}ヒューマンライフ上牧

(1) 生涯現役の長寿社会の実現

高齢者が健康で、地域社会に参加できるよう介護予防と地域ケアを推進します。また高齢者の人生経験や技術を活かせるよう、生涯学習や就労の機会などを活用した生きがいの場づくりを進めます。

(2) すこやかな^{*}ヒューマンライフの実現

子どもからお年寄りまで誰もが「夢とコミュニケーション」をもって、いきいきと暮らせる町を目指して「健康上牧21計画」を基に、事業を推進していきます。「人づくり意識づくり、場づくり、連携づくり」を目指します。又、生活習慣病対策の1つとして幼児期における食育を推進していきます。救急時や休日など24時間体制で医療サービス

が受けられる総合的な医療体制の充実を図ります。

(3) いきいき暮らせる^{*}ノーマライゼーション社会の実現

みんなで支え合う福祉社会の実現をめざすとともに、障害者や高齢者が安心して日常生活を送ることのできるノーマライゼーションの実現を目指します。このため、ボランティア登録制度の充実や福祉の地域リーダーの育成に努めるとともに、小地域ネットワークの推進を図ります。

3. のびのび^{*}パーソナルライフ上牧

(1) 夢づくり・人づくりの推進

劇団をもつまちとして、住民一人ひとりが豊かな表現力と感性を育むことのできるよう、生涯学習などの教育や学習情報の積極的な提供を進めます。また、子どもから高齢者までが自主的に学べる環境づくりに努めます。

(2) 生涯スポーツの推進

住民だれもが気軽にスポーツに親しみ、感動や喜びを共有できるよう、スポーツ施設の整備に努めます。また、一人でも多くの人が生涯スポーツに参加し楽しめるようリーダーの育成やスポーツ活動の促進を図ります。

(3) ドラマティックな上牧文化の創造

町内各地区に埋もれた歴史文化資源を掘り起こし保存と活用を行い、ドラマティックな上牧文化の創造に努めます。

(4) 一人ひとりが大切にされる差別のない明るいまちの実現

すべての住民が、人間としての尊厳と誇りをもつことのできるまちをめざして、あらゆる機会をとらえて人権意識の高揚を図り、いかなる差別もない暮らしの実現をめざします。また、男女共同参画によるまちづくりの推進に努めます。

4. きらきら^{*}アクティブライフ上牧

(1) 地域の特性を活かした農業の推進

都市近郊という立地を活かした新鮮なモノや消費者の志向にあったモノづくりを進め、そのための後継者づくり、流通体制の合理化など総合的な都市近郊農業体制を確立します。

(2) 個性豊かな商工業の振興

小規模な商工業者に対する意識改革や体質改善などの促進や、大型店舗・工場などの誘致により商工業の振興を図ります。

(3) 資源を活かした協働による名所づくりの推進

自然や歴史文化資源を活かすかんまき笹ゆり回廊構想の推進を図るとともに、まちに点在する他の自然や歴史文化資源をネットワーク化し、スローライフを根ざした憩いの場・遊びの場づくりを進めます。

5. はつらつ^{*}コミュニティライフ上牧

(1) 一人ひとりがきらめき、はばたくまちづくりの推進

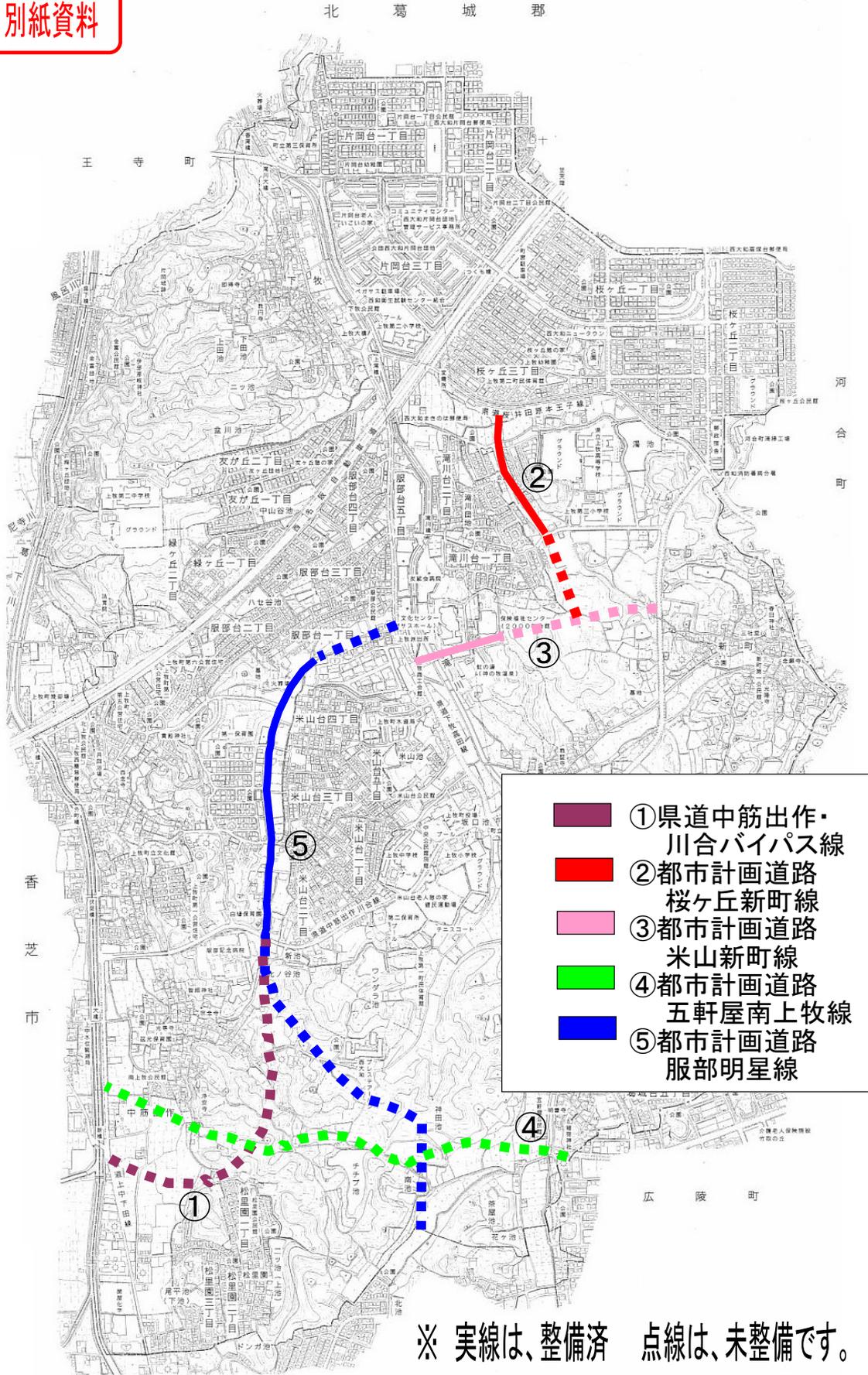
まちづくりの主役は住民一人ひとりとの観点から、行政情報の公開に努めるとともに、住民主体のコミュニティ組織活動の支援に努めます。

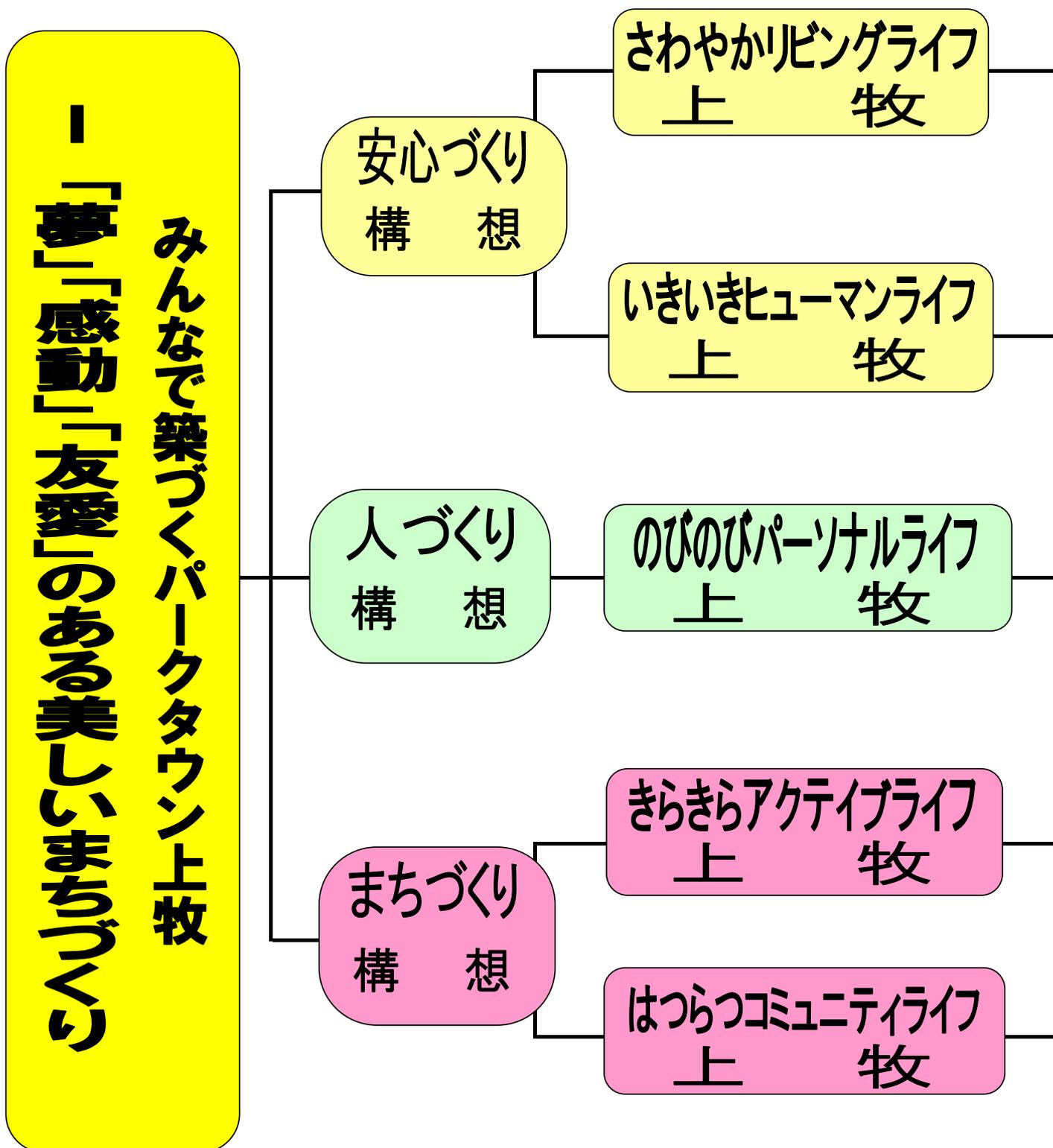
(2) 自立した行財政運営の推進

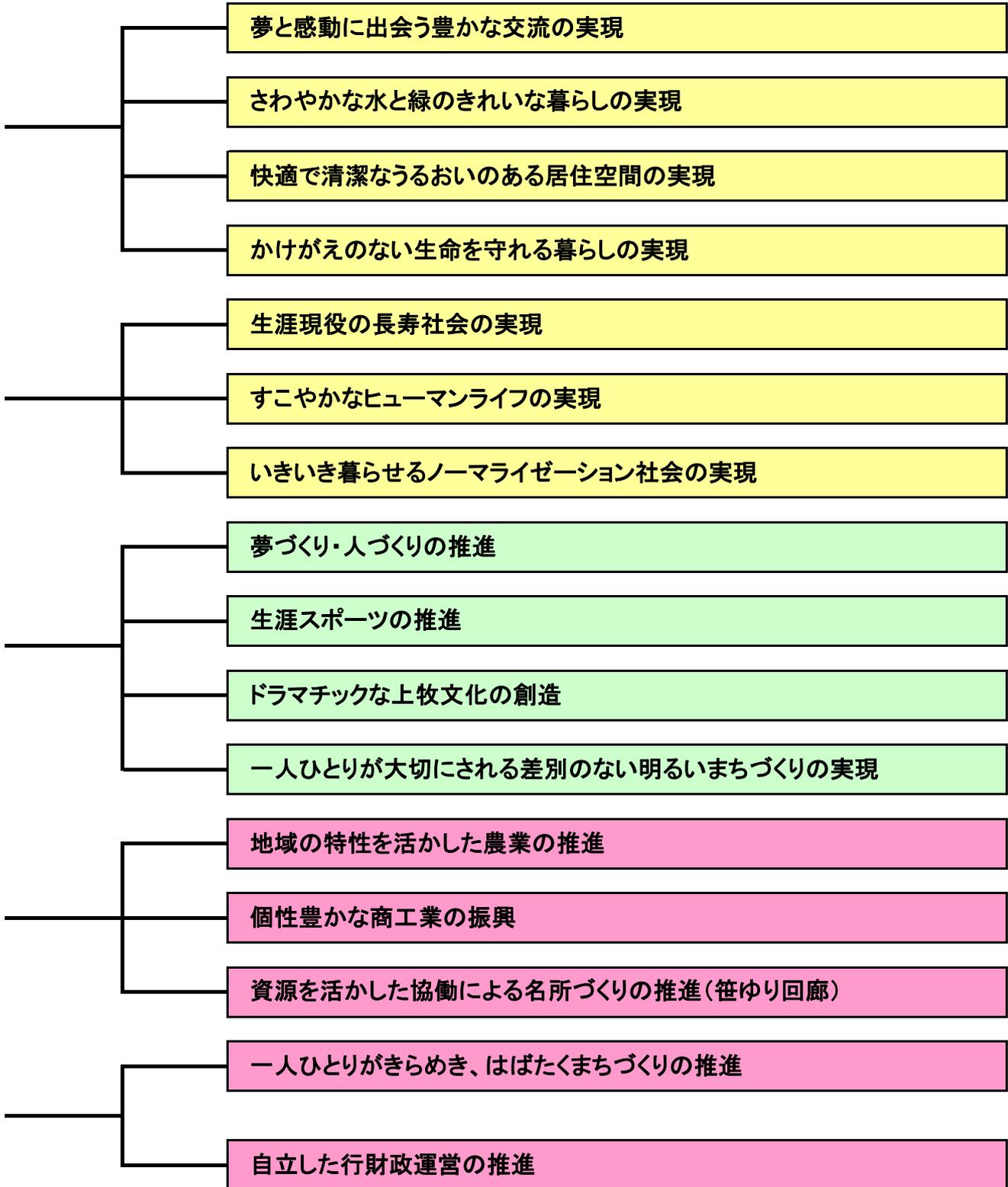
行政サービスの向上と事務機能の効率化のため、行政機構の的確な編成や計画的な財政運営を図ります。

上牧町 基本構想 交通体系図

別紙資料







基本計画



1. さ わ や か
リ ビ ン グ ラ イ フ
上 牧

(1)夢と感動に出会う豊かな交流の実現

～交通体系・情報基盤～

現況と課題

〔交通体系〕

本町は、大阪都市圏より30キロメートルと至近な距離にあり、近畿中部を横断する広域幹線道路の西名阪道路香芝インターからも車で5分という立地にあります。地域間交通を担う幹線道路としては、県道3路線（桜井・田原本・王寺線、中筋出作・川合線、上中・下田線）がありますが、近年の自動車交通の増大により特に中筋出作・川合線の交通量が急増しています。このため、現在進められているバイパス整備の早期実現が望まれるとともに、都市計画道路等の地域幹線道の早期整備が必要となっています。

町道は、現在舗装率99.0%、改良率75.6%ですが、狭い道路が多いことから、子供や高齢者も安心して歩けるよう、安全面に配慮した道路改良、新路線の整備を進めていく必要があります。また、これらの道路については、沿道緑化などのおいのある整備を進めていく必要があります。鉄道の駅等の施設を有しない本町においては、奈良交通のバス路線が重要な生活交通の機関であります。バスUターン場及び「上牧出合バス停留所」の新設事業等の整備推進により路線が延長され、住民の利便性は一段と向上が図られました。今後は、近鉄五位堂駅からの路線延長とJR王寺駅から近鉄五位堂駅間のバスの増便を求めていく必要があります。

〔情報基盤〕

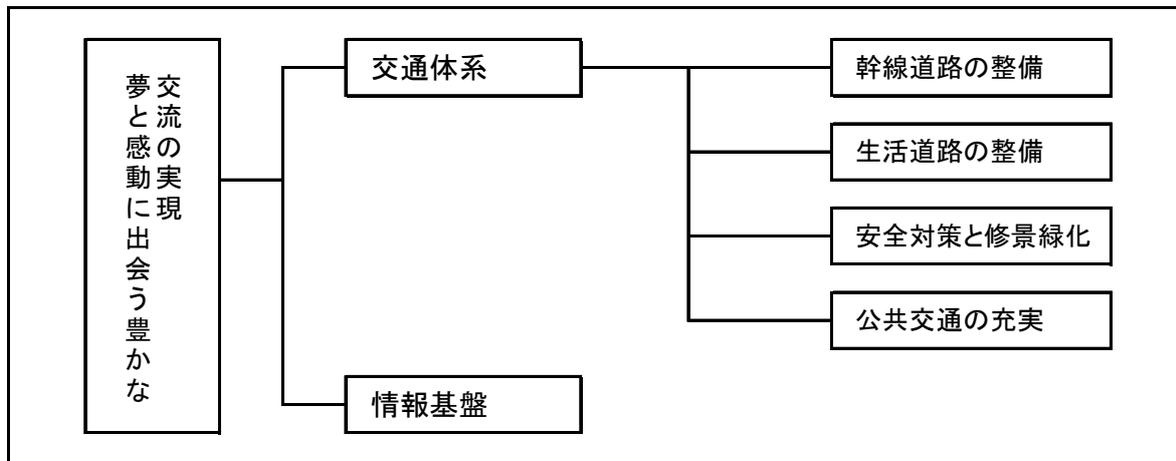
情報化社会が急速に進展している現在、私たちの身近な生活において各情報通信網がますます重要な位置を占めています。行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進を図り、行政手続きのオンライン化をはじめとする電子自治体の構築を図っていく必要があります。

道路状況

県道		町道		西名阪自動車道	
総延長	舗装率	総延長	舗装率	総延長	舗装率
5,904m	100%	79,883m	99.00%	2,060m	100%

資料:平成18年3月31日現在

計 画 体 系 図



(1) 交通体系

① 幹線道路の整備

- ・都市計画道路桜ヶ丘新町線の早期整備を推進します。
- ・都市計画道路米山新町線の早期整備を推進します。
- ・都市計画道路服部台明星線を整備します。

② 生活道路の整備

- ・片岡台・桜ヶ丘線舗装維持工事の整備を推進します。
- ・桜ヶ丘・葛下川線舗装維持工事の整備を推進します。
- ・町内各生活道路の維持・管理に努めるとともに、要改修箇所の整備に努めます。

③ 安全対策と修景緑化

- ・交通安全施設の設置や危険箇所の早期改良など、障害者や高齢者や子どもなど、だれもが安心できる道づくりを進めます。
- ・植樹帯や街路樹、フラワーポットを設置するなど、快適で心地よい道づくりを進めます。

④ 公共交通の充実

- ・奈良交通バス路線の延長拡大、増便を要望していきます。

(2) 情報基盤

- ・教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を実現する電子自治体を推進する観点から、学校、図書館、公民館、役場等を接続する地域公共ネットワークの整備に努めます。
- ・行政手続きのオンライン化をはじめとする電子自治体の実現のため、電子申請・届出をはじめとする各種アプリケーションの構築・運用を推進します。

(2) さわやかな水と緑のきれいな暮らしの実現

～環境保全・景観緑化・公園緑地・廃棄物処理・火葬場、斎場、墓地～

現況と課題

〔環境保全〕

本町の中央部には、大和川の支流である一級河川の滝川が南北に流れていますが、事業所や家庭からの排水は、公共下水道の普及により汚染が改善されつつあり、また、片岡城周辺及び新古坂やアスガ谷周辺に広がる山林や丘陵地は、環境保全地区に指定されており、町土の18.6%を占め、良好な景観を形成し、やすらぎを与えています。

今後これらの自然環境の保全をめざした啓発を進めるとともに、無秩序な開発行為等の規制を強め、環境汚染の防止対策に努める必要があります。

〔景観緑化〕

ふるさとの美しい景観は私たちの誇りです。本町には、田園風景や旧集落の良好な景観が保たれており、各地区での緑化運動などを推進しながら、今後も身近な緑化や公共空間の修景などをまちぐるみで進める必要があります。

〔公園緑地〕

身近な公園緑地は、住民にとってやすらぎや憩いの場であり、また、災害時の緊急避難場所としても重要です。このため町内各地において、公園・緑地空間の適切な配置を図っていく必要があります。

〔廃棄物処理〕

現在、一般廃棄物は分別収集を行い、可燃性ゴミについては、町で処理していますが施設の老朽化が進んでいます。不燃性ゴミについては民間委託で対応しており、不燃性ごみ処理場の確保が必要となっています。

今後、ゴミの減量化やリサイクルのためには、住民一人ひとりゴミを出さない生活の実践などの啓発に努めるとともに、分別収集の徹底など処理体制の充実を図る必要があります。

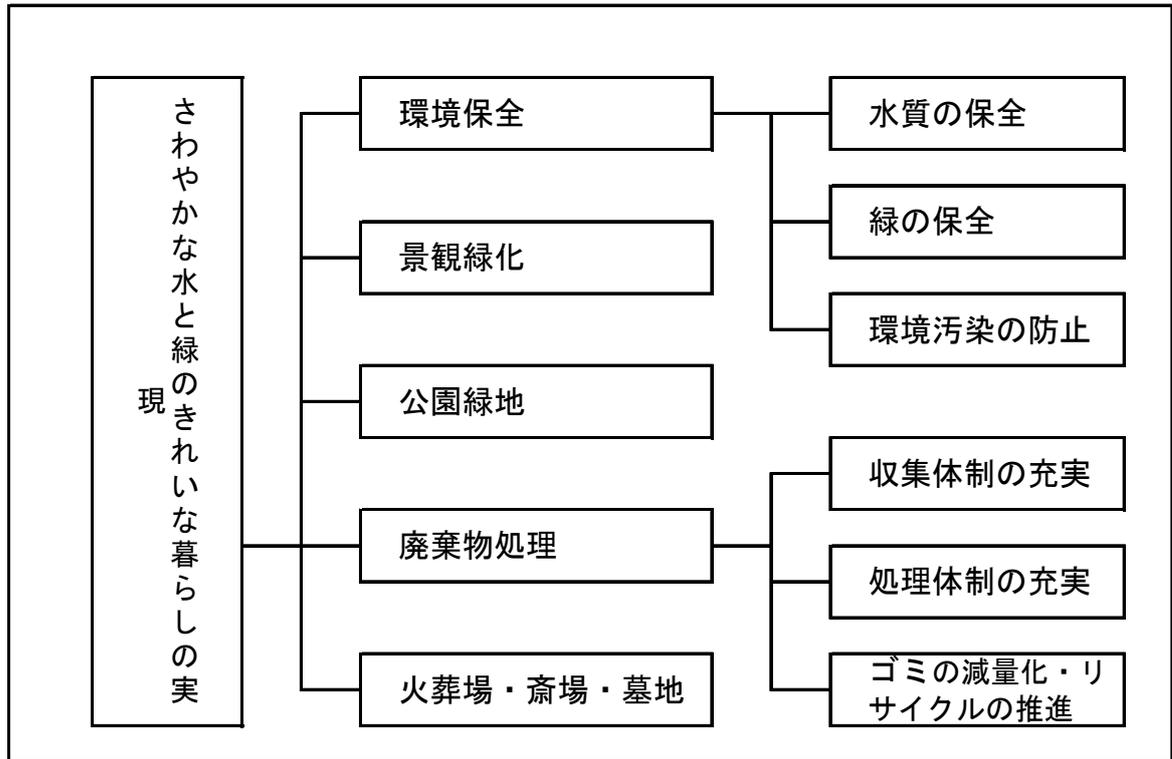
〔火葬場・斎場・墓地〕

火葬場・斎場については、静香苑環境施設組合（王寺町・河合町・上牧町）が設立され、往來の火葬場のイメージを一新した厳肅な中にも明るい近代的な火葬棟と葬斎棟が建設されました。特に火葬棟の炉につきましては、最新の技術を取り入れた無煙無臭の設備を導入し環境対策にも十分配慮し、また葬斎棟につきましては、地域の皆様から要望があった通夜・告別式が行える式場を併設しております。今後、この施設が住民の福祉と公衆衛生向上並びに行政サービスの益々の充実を図るよう管理・運営に努める必要があります。

墓地は、町内に3ヶ所ありますが、需要にも応えられない状況で、適切な規模の墓地を

新設する必要があります。

計 画 体系図



(1) 環境保全

①水質の保全

- ・河川への生活排水の流入を防止するため、公共下水道の整備を進め多様な生物が生息する環境づくりを図ります。
- ・河川の汚染を進める洗剤や薬品、油などの廃棄防止について、各家庭や各事業所への啓発を進めます。

②緑の保全

- ・山林への不法投棄については、パトロールを実施するなど監視体制を強化します。
- ・無秩序な開発行為に対する指導・規制を強化します。
- ・山林の治山・治水・水源かん養などの公益機能を高めるための管理・保全体制を強化します。

③環境汚染の防止

- ・環境汚染防止のため、指導要綱を整えます。
- ・良好な自然と生活環境を保全するため、環境管理計画の策定を進めます。
- ・町域のパトロールや、ばい塵などの測定を実施し、環境汚染の未然防止と的確な実情把握に努めます。
- ・西名阪道路における騒音公害等について、関係機関に対し、適切な対策を要請し

ます。

(2) 景観緑化

- ・かんまき笹ゆり回廊整備計画の推進によって、やすらぎと憩いのある緑地空間を整備します。
- ・生活大通り整備計画の推進によって、まちの顔となる生活大通りエリアの美しい都市景観を形成します。
- ・特に公共施設については、町全体の修景を先導する立場から、良好な景観づくりや緑化に努めます。
- ・身近な緑を大切にするため、地域ぐるみの緑化運動を促進し、積極的な支援を行います。

(3) 公園緑地

- ・かんまき笹ゆり回廊や生活大通りエリアにおいて、公園、広場やポケットパーク散策路などを重点的に整備します。
- ・各地区にやすらぎや憩いのあるポケットパークなどの緑地空間を適切に配置します。
- ・町内各公園緑地の適切な維持管理に努めます。

(4) 廃棄物処理

①収集体制の充実

- ・再資源化への取り組みを強化するうえで、よりきめ細かいゴミの分別収集体制を確立します。
- ・広報などを通じて、ゴミの分別収集の徹底を図ります。

②処理体制の充実

- ・広域的な連携のもとにリサイクルに配慮した新たなゴミ処理施設の整備を進めます。
- ・不燃ゴミの処理施設の整備を図ります。

③ゴミの減量化・リサイクルの推進

- ・3R{「リデュース（ゴミになるものを減らす）」「リユース（繰り返し使う）」「リサイクル（資源として再び使う）」}を積極的に呼びかけ、適正な分別により家庭から排出されるゴミを減らすように努めます。
- ・資源化やリサイクルに関するイベントを実施し、意識の向上を図ります。
- ・住民のリサイクル活動の拠点となる、広域的なリサイクルセンターの整備を図ります。
- ・生ゴミの有機肥料化への取り組みに対して積極的な支援を行います。

(5) 火葬場・斎場・墓地

- ・ 葬斎場を含む施設の維持管理とともに緑豊かな環境整備を図ります。
- ・ 地域の環境に配慮した、公園墓地的な施設整備を図ります。

ごみ処理の状況

	平成17年度	備 考
収集計画人口 (人)	25,255	
収 集 人 口 (人)	25,255	
年間総排出量 (t)	8,423	
年間総収集量 (t)	6,620	
焼却処理 (t)	5,013	上牧町塵芥焼却場
埋立処理 (t)	1,292	三重県伊賀市最終処分場
その他 (t)	315	

資料：平成18年3月31日現在

し尿処理の状況

	人 口(人)	世帯数(世帯)	処理量 (kℓ)	備 考
し 尿 処 理	25,255	9,434	1,969,808	
し尿汲み取り	682	388	1,149	
水 洗 化	24,573	9,046	1,968,659	
公共下水道	20,800	6,980	1,967,848	
浄 化 槽	3,773	2,066	811	

資料：平成18年3月31日現在

(3) 快適で清潔なうるおいのある居住空間の実現

～住宅・上水道・下水道～

現況と課題

[住宅]

現在、町営住宅は265戸、地区改良住宅は200戸整備されていますが、一部に老朽化が目立ち、根本的な見直しが必要となっています。

民間宅地開発への対応としては、現在、町指導によって開発を行う事業所との事前協議を行っています。今後は、活力あるまちづくりを目指すため長期的な展望に基づいた都市基盤整備の適切な指導を行っていく必要があります。

[上水道]

本町は、昭和50年に奈良県営水道から水源の100%を受水し、給水を開始しました。現在では町内全域に給水が行きわたり、ほぼ100%の普及率となっています。

平成元年には、年々増え続ける水需要に対応するため第2次拡張事業計画を策定し、計画給水人口21,700人（普及率100%）に対応する事業を進めてきました。今後は、水の安定供給は元より、災害時にも必要最小限の飲料水を確保できるよう施設の更新や整備に努める必要があります。

また、水質に関しては、水道法により定期的な水質検査を行っていますが、今後も安全でおいしい水を確保するため管理体制を徹底していく必要があります。

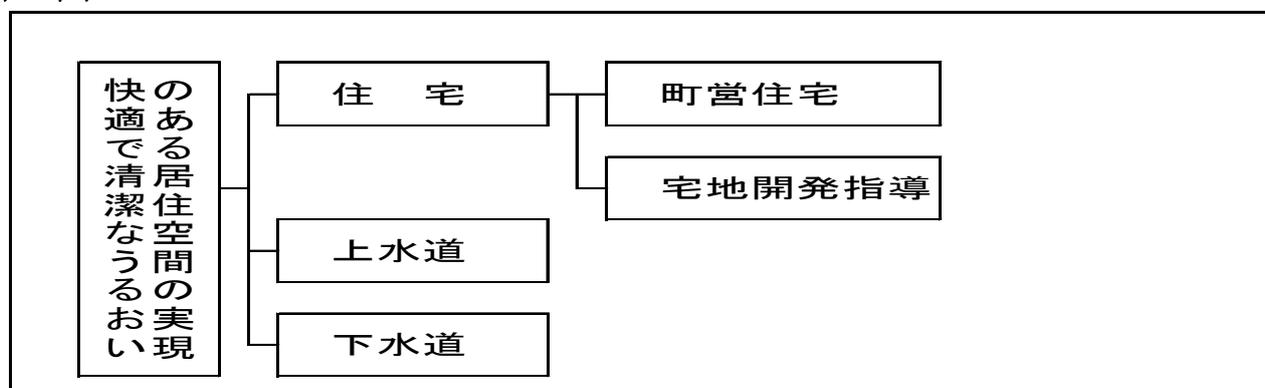
[下水道]

生活雑排水の河川流入が水質汚染の大きな要因となっている現状から、その防止のためにも公共下水道整備は急務となっています。

本町では、上牧町流域関連公共下水道計画を策定し、昭和55年より事業に着手しました。現在、事業は町内ほぼ全域に展開し、整備達成率は86%（平成18年3月末現在）となっています。

今後は、平成22年の整備完了を目標として事業を進めていきます。

計 画 体系図



(1) 住宅

①町営住宅

- ・町営住宅について、適正な維持管理に努めます。
- ・耐用年限経過住宅について、用途廃止や譲渡を促進します。

②宅地開発への指導

- ・民間の宅地開発に対し良好な生活環境に配慮した指導を行います。
- ・無秩序な開発とならないよう、開発指導要綱による規制・指導をします。

町営住宅の状況

住宅の名称	所在地	構造	戸数	建設年度
服部住宅	上牧町服部台1丁目	木造平屋	27	S22～
第1住宅	上牧町大字上牧	木造2階	50	S47, 48
第2住宅	上牧町大字上牧	鉄筋コンクリート造3階	60	S50
第3住宅	上牧町大字上牧	コンクリートパネル2階	20	S57
第4住宅東	上牧町大字上牧	コンクリートパネル2階	14	S54
第4住宅西	上牧町大字上牧	コンクリートパネル2階	16	S54
第5住宅	上牧町大字上牧	鉄筋コンクリート造3階	54	S60, 61
第6住宅	上牧町大字上牧	鉄筋コンクリート造4階	24	S62

地区改良住宅の状況

住宅の名称	所在地	構造	戸数	建設年度
貴船台	上牧町大字上牧	鉄筋コンクリート造瓦葺2階	62	S62～H12
上牧町小集落改良住宅	上牧町大字上牧	鉄筋コンクリート造瓦葺2階 鉄筋コンクリート造瓦葺平屋	137 1	S61～H16 H2

資料：平成18年3月現在

(2) 上水道

- ・安定した供給が行えるよう、施設の更新・拡張を計画的に推進します。
- ・渇水であっても安定供給が行えるよう、大滝ダムの供用開始を要請していきます。
- ・老朽化した施設については、維持管理体制を強化し、漏水防止などに努めます。
- ・安全でおいしい水を供給するため、水質の管理を徹底します。
- ・使用者に対し、日頃からの節水を呼びかけていきます。
- ・水道事業の適正な運営に努めます。

水道配水量の推移

年度	年間総配水量 (m ³)	1日最大 配水量 (m ³)	1人1日 最大配水量 (ℓ)	1日平均 配水量 (m ³)	1人1日 平均配水量 (ℓ)	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)
H12	2,074,464	7,089	366	5,683	293	19,386	5,922
H13	2,134,837	7,210	362	5,849	294	19,918	6,139
H14	2,069,911	7,032	349	5,671	282	20,132	6,252
H15	2,090,352	6,783	336	5,711	283	20,184	6,342
H16	2,138,078	7,381	362	5,858	287	20,382	6,419
H17	2,126,056	6,820	335	5,825	286	20,331	6,464

(3) 下水道

- ・上牧町流域関連公共下水道整備の早期完了をめざします。
- ・下水道事業の健全経営に努めます。

都市下水路事業

水路名	排水面積 (h a)	幅員 (m)	延長 (m)
古川都市下水路	31.0	2.60 ~ 1.60	410
中筋都市下水路	48.0	3.00 ~ 2.75	460

資料：平成18年3月現在

公共下水道事業認可

区分	処理区域名	面積	管延長	整備済	
		(h a)	(k m)	面積	管延長
公共下水道	上牧処理分区	174.9	33.8	329 (h a)	81 (k m)
	下牧第1処理分区	26.1	5.4		
	西大和第1処理分区	86.7	19.6		
	西大和第2処理分区	17.5	3.7		
	下牧第2処理分区	26.5	3.6		
	南上牧処理分区	83.2	17.1		
	金富処理分区	4.1	1.6		
	合計	419.0	84.8		

資料：平成18年3月現在

(4) かけがえのない生命を守る暮らしの実現

～町土保全・消防防災・交通安全・防犯～

現況と課題

[町土保全]

小高い丘陵地の多い本町には、局地的な崩壊の恐れのある崖が点在しており、道路や民家が隣接している箇所もあります。このため、急傾斜地崩壊危険区域7箇所を指定し、急傾斜地崩壊対策事業を進めていますが、今後、これらの事業の早期完成を目指すとともに、山林の崩壊を未然に防止するため治山事業による予防治山を図る必要があります。

また、宅地開発の急速に進んだ本町では地盤の保水機能が弱く、大雨時には大量の雨水が河川へ流れるため溢水や洪水の危険性が高く、全町的な治水事業を進めていきます。

[消防防災]

平成7年1月の阪神大震災以降、日本列島は地震の活動期に入ったと言われ、最近では全国各地で、震度5以上クラスの大きな地震が多発しております。奈良県を取り巻く八つの活断層につきましても、大きな被害が想定されております。また、海溝型地震としては東南海・南海地震が今世紀前半には起こるであろうと言われております。

異常気象によります台風や大雨等による自然災害はもとより、テロ等によります武力攻撃に対する国民の保護も含め、新たな危機管理体制の整備、防災意識の徹底を、行政・住民が一体となって進めていく必要があります。

常備消防体制については、王寺周辺広域7町で西和消防署を設置しています。また消防団については、本部と第1～8分団、松里園婦人消防隊によって構成されていますがいずれも団員の確保が困難となっています。

今後は、消防団員の確保、消防機器の近代化、防災行政無線等の情報通信システムの整備など、防災体制の強化を進めていく必要があります。

救急医療体制は、現在、県立三室病院や県立救急救命センターなどの連携のもとに整備しています。今後、高齢化などに伴って、いつでも、どこでも、誰でも適切な救急医療を受けられることを目的に、体制の充実に努める必要があります。

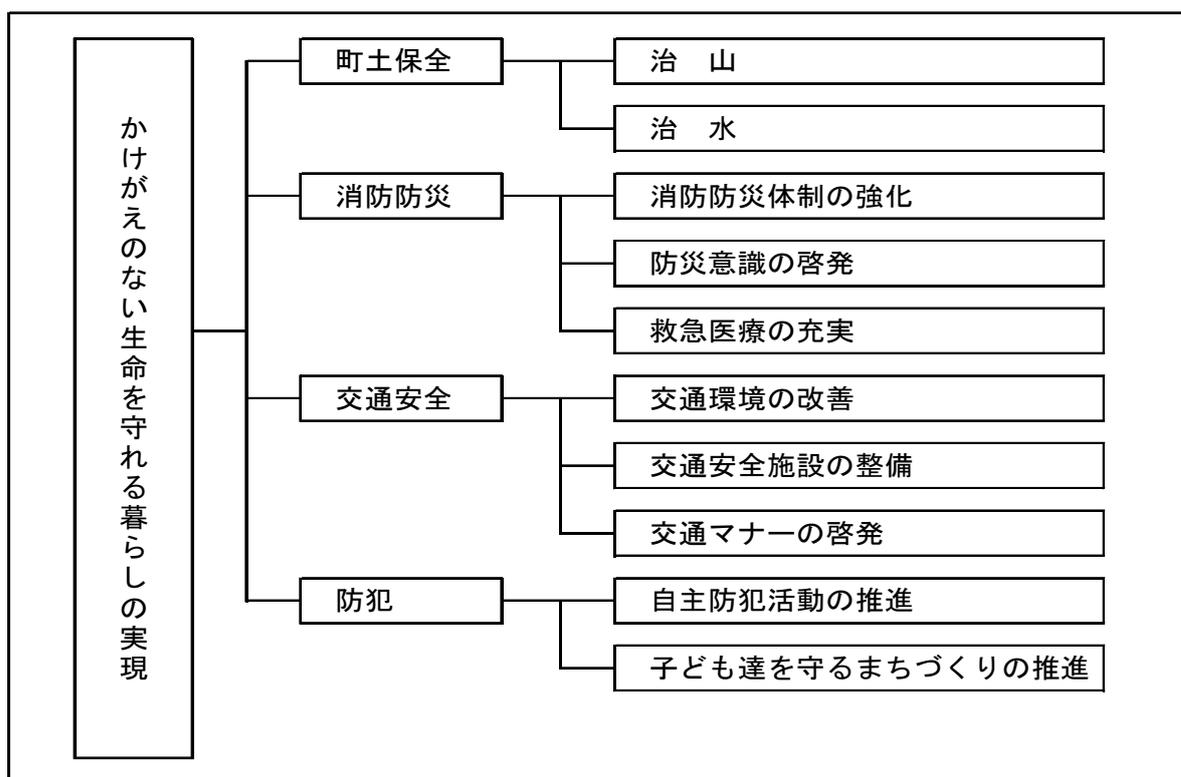
[交通安全]

交通量の増加に伴い、本町でも交通事故は年々増加の傾向をたどっています。事故発生の主な原因は安全不確認や前方不注意ですが、見通しの悪い交差点など道路環境にも改善の余地があり、今後は、交通安全・マナーの啓発とともに、信号や歩道など安全施設の設置や道路の改良などを進める必要があります。

[防犯]

「かけがえのない生命を守れる暮らしの実現」を図る上で防犯活動を推進することは重要な基本方針のひとつです。そのためには、住民が犯罪の被害者とならないように防犯活動に力を注ぐ必要があります。住宅侵入犯や乗り物盗・引ったくりなど身近な犯罪そのものを防ぐ活動を推進することが重要です。また、犯罪遭遇の不安感を減少させ、安心感を高めるために快適な住環境の形成にむけての手立てを講ずると共に豊かな地域社会を形成する必要があります。

計 画 体 系 図



(1) 町土保全

①治山

- ・急傾斜地崩壊危険区域の早期改修に努めます。また、防護施設については維持管理に努めます。
- ・森林の有する公益的機能の維持増進に努めます。
- ・無秩序な開発行為の防止に努めます。

②治水

- ・流水能力の向上のため、河川改修の早期完成を目指します。
- ・大和川流域総合治水対策の一環として、流域の保水機能を高めるため、流域対策施設整備事業を進めます。

(2) 消防防災

①消防防災体制の強化

- ・ 居住人口や都市機能の現状に即した上牧町地域防災計画を、必要に応じて見直しを行います。
- ・ 災害時等における危機管理体制の整備を進めます。
- ・ 大規模な火災を想定した消防水利を確保します。
- ・ 近隣町と連携して広域消防体制の充実強化を図ります。
- ・ テロ等の武力攻撃に対する国民保護計画の作成を進めます。
- ・ 消防団の人員の確保と組織強化に努めます。
- ・ 消防機器の近代化や施設の充実など消防力の強化に努めます。
- ・ 災害時の情報や情報のネットワークの充実を図ります。
- ・ 災害時における避難所の適正な確保・配置を行います。

②防災意識の啓発

- ・ 広報などを通じて住民の防災意識の高揚を促します。
- ・ 各自治会における自主防災組織の結成を促進します。
- ・ 各地区や教育機関において、定期的な避難訓練を実施します。
- ・ 各事業所の防災体制の強化を促進します。

③救急医療の充実

- ・ 近隣町や民間医療機関との連携のもと、救急医療情報の的確な情報提供に努め、災害医療情報についても、広域的に医療機関情報等を収集し、提供に努めます。
- ・ 救急医療の役割に関しても、普及啓発を図り、住民の理解と協力を得ながら、救急医療の充実を図ります。

(3) 交通安全

①交通環境の改善

- ・ 県道上中・下田線など幅員が狭あいでの通過交通の多い道路については、歩道の設置を要請します。
- ・ 狭あい箇所や見通しの悪いカーブ、交差点などの改良を進めるとともに、道路の維持管理に努めます。
- ・ 違法駐車や放置自転車の取締りと啓発を進めます。
- ・ 障害者は、もとより、子ども達や高齢者も安心して歩けるバリアフリーを踏まえた道造りを進めます。

②交通安全施設の整備

- ・危険箇所、通過交通の多い箇所について、交通安全施設の設置を進めます。
- ・特に通学路については、交通安全施設の重点的整備を図ります。

③交通マナーの啓発

- ・ドライバーに対して、交通マナーの啓発を進めます。
- ・特に子どもや高齢者などに対し、交通安全意識の啓発を進めます。

(4) 防犯

①自主防犯活動の推進

・自治会やPTAなどによる自主的な防犯活動や事業者による防犯対策を促進するとともに、ボランティア活動の積極的な活用を図ります。そのためには現在一部の地域で行われている自主防犯組織を町内の各地域にも広め、町内全体に防犯拠点の確保に努めます。

②子ども達を守るまちづくりの推進

・学校、保護者、地域の連携を図りながら、子どもの安全教育や学校施設及び通学路の安全点検、防犯対策を推進します。

・子ども達はもとより、女性や高齢者にとっても安全で安心なまちづくりのために防犯に配慮した公園や道路空間の整備を推進するとともに、町職員等による自主防犯パトロールを推進します。

2. い き い き
ヒューマンライフ
上 牧

(1) 生涯現役の長寿社会の実現

～高齢化対応～

現況と課題

本町は、県下でも高齢化率の低い町であり、平成18年3月末日現在17.40%となっています。しかし、旧集落とニュータウンの混在する中では、地区ごとの高齢化率には差があり、一部の地区はすでに高齢化率が高くなっています。また、現在高齢化率の低い地区も40代から50代の人口層が厚いことから、将来、高齢者扶養の負担は急速に増えることとなります。

今後、人生80年時代にふさわしい、健康で生きがいをもって安心して暮らせるまちを実現する必要があります。

平成18年3月、第3期介護保険事業計画（平成18～20年度）の策定がされ、①介護予防の推進と②地域ケアの推進と施設サービスの見直しを行ないました。介護予防の推進に関しては、平成15・16年度「夢とコミュニケーションいっぱいの上牧町」を目標に住民参加型の「健康上牧21計画」を策定し、平成17年度より推進しています。子どもグループ、成人グループ、高齢グループと3つのグループに分かれ、各々のグループが施策を展開していきます。平成12年に設置された保健福祉センターを拠点に計画を通して住民の病気軽減、元気の増進、医療費の適正化、更には総合的なまちづくりへとつなげていきます。

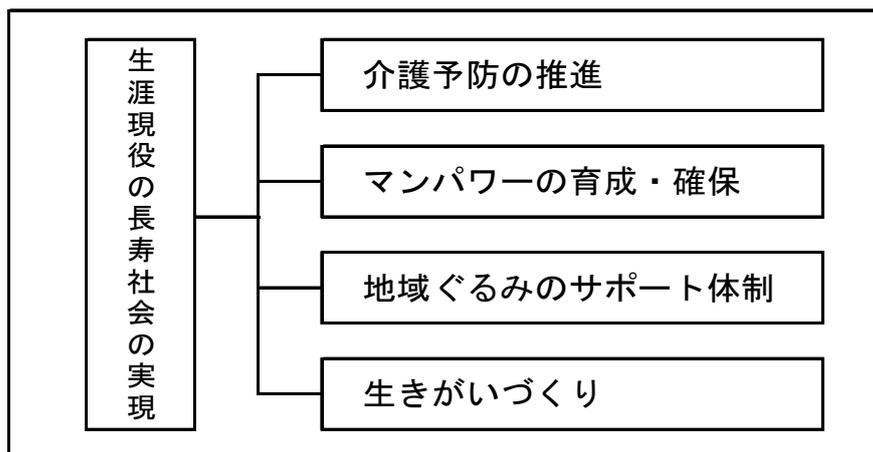
施設としては、町内に、特別養護老人ホーム「郁慈苑」、「郁徳苑」、「郁愛苑」、「郁楽苑」（ケアハウス併設）があり、広域的にも要介護者の福祉体制の一翼を担っています。

平成18年4月介護付有料老人ホーム「有楽の杜西大和」が建設されました。又、西大和リハビリ病院が建設され、より施設サービスも充実されました。

さらに、シルバー人材センターの支援、シルバークラブなどの活動、イベントの充実を図り、生涯現役のライフスタイルをまちぐるみでサポートしていかなくてはなりません。

このためには、住民主導型による人づくり、意識づくり、連携づくりが課題となります。

計 画 体 系 図



(1) 介護予防の推進

- ・ 要介護状態になる前の段階から要支援や要介護 1 程度まで継続的、効果的な介護サービス（地域支援事業、新予防給付）を行い、生活機能の低下の予防に努めます。
- ・ 地域包括支援センターを活用し、地域包括支援体制の実現を目指します。
- ・ 住民参加型の「健康上牧21計画」による事業を推進します。

(2) マンパワーの育成・確保

- ・ 介護予防事業の推進と精神保健の充実のため、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、栄養士、精神保健福祉士等の専門的人材の育成と確保を図ります。
- ・ 健康上牧21計画推進のため、行政だけでなく住民の人材の育成・発掘に努めます。

(3) 地域ぐるみのサポート体制

- ・ ボランティア団体やNPO団体への支援を行ないます。
- ・ 小地域ネットワーク事業を促進し、ふれあい豊かな地域づくりをめざします。
- ・ 友愛チームで地域の見守り活動の充実に努めます。
- ・ 健康上牧21計画の推進による地域のコミュニケーション作りに努め住民相互の助け合いを推進します。

(4) 生きがいくくり

- ・ シルバー人材センターの支援に努めます。
- ・ シルバークラブの多様な活動や組織づくりを支援します。
- ・ 高齢者の交流、健康づくり等の拠点となる保健福祉センターの機能と運営の充実に努めます。

(2)すこやかなヒューマンライフの実現

～保健・医療～

現況と課題

[保健]

わが国の病気の中心は、日頃の生活習慣の積み重ねを原因とする生活習慣病（食事、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が原因で起こる病気）が中心になっています。21世紀を健康に生きるために住民自らが日常的に生活習慣の改善に取り組むことが求められるとともに、これらをサポートする体制が必要となります。

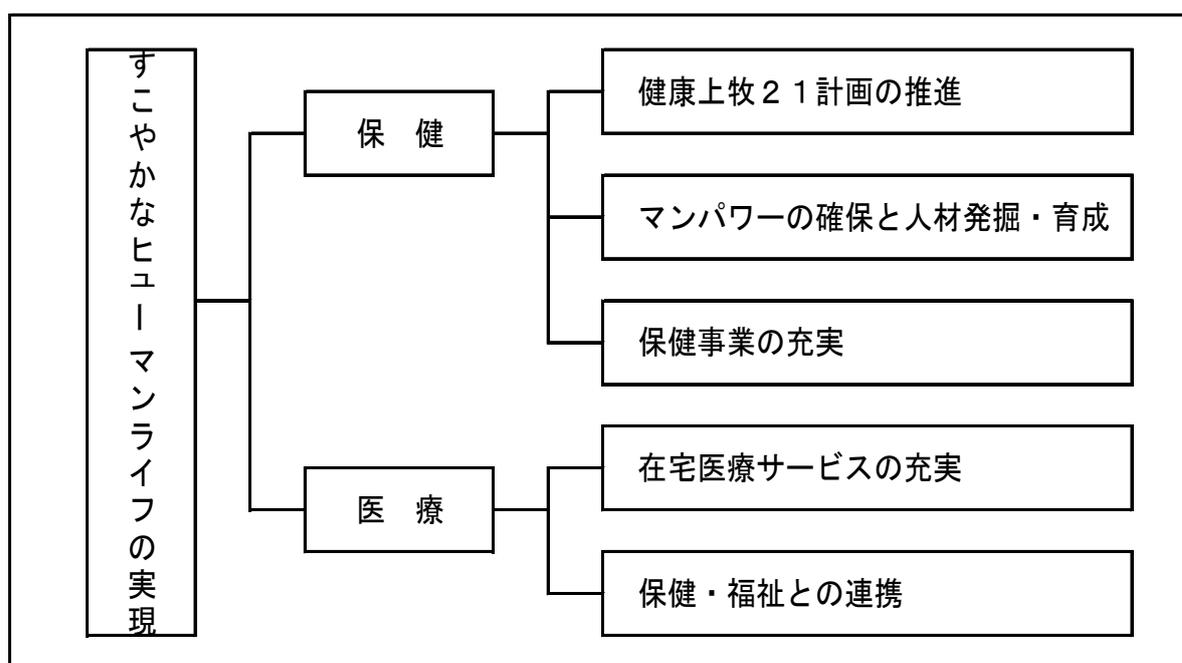
また、現代社会はストレス社会ともいわれています。毎日の生活のなかで、いろいろな状況がストレスとなって人間にストレスを与えています。今後は、からだの健康と合わせ、こころの健康も含めた健康ケア体制の確立が必要となります。

[医療]

医療機関としては、現在町内に、病院3ヶ所、医院6ヶ所、歯科医院9ヶ所があり、医療体制としては充実しています。今後は、在宅医療や休日診療のニーズが高まることが予想されることから、医療機関等との連携を図りつつ対応して行く必要があります。

また、各関係機関が密接に連絡をとりあい、保健・福祉・医療の連携強化を図りながら適正受診の啓発を推進し、医療費の削減に努める必要があります。

計 画 体系図



(1) 保健

①健康上牧21計画の推進

・住民のアイデアを取り入れ、参加型の町づくり計画「健康上牧21計画」の遂行を通し、病気の軽減、元気の増進、医療費の安定化、更には総合的な町づくりへと推進していきます。

②マンパワーの確保と人材発掘・育成

- ・保健師、精神保健福祉士、栄養士等、専門的人材の育成と確保を図ります。
- ・健康上牧21計画の推進にあたって地域での人材育成を図ります。

③保健事業の充実

- ・健康教育、相談、検診内容の充実に努めるとともに、受診率の向上と精神保健対策（ストレス教室等）も推進していきます。
- ・日常生活におけるきめ細かな健康づくりの情報を広報紙などを通じて啓発していきます。
- ・学校・幼稚園・保育所を対象に食育の推進を図ります。
- ・乳幼児から高齢者まで食に関する情報の啓発と病態に応じて相談できるよう窓口の充実を図ります。

(2) 医療

①在宅医療サービスの充実

- ・医師会、各医療機関との連携のもとに、在宅医療体制の充実を図ります。

②保健・福祉との連携

- ・保健・福祉・医療の連携体制を強化します。
- ・適正受診の啓発に努めます。

(3) いきいき暮らせるノーマライゼーション社会の実現

～福祉～

現況と課題

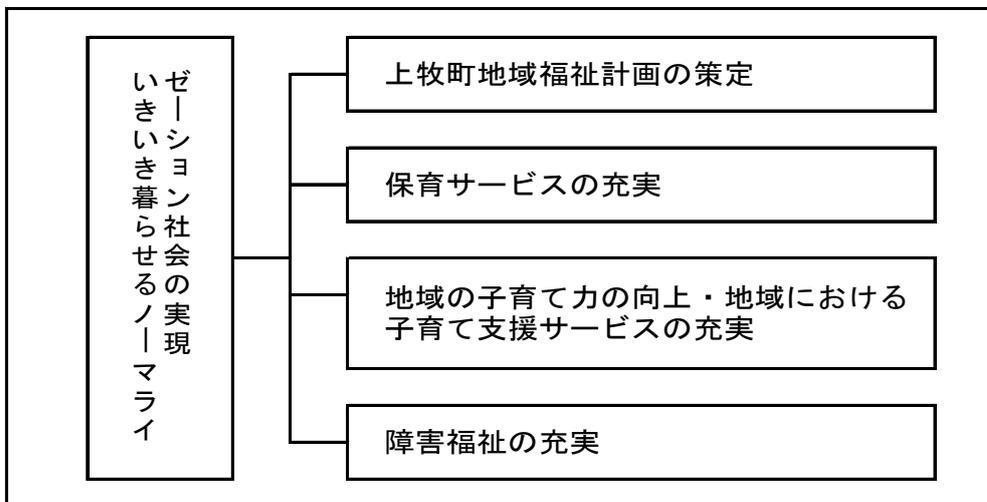
中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会は、今後の新しい社会福祉の理念について、「個人が人として尊厳を持って、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある」と意見し、こうした理念を地域において具体化するため地域福祉の推進を図るべきであるとしており、これを受けた社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げています。

子どもを取り巻く社会環境は大きく変容しています。本町においても核家族化や少子化に伴う家族関係は変化しており、働く保護者の増加や働き方もさまざま、保育サービスに対する需要も増加、多様化しており、延長（長時間）保育など特別保育の実施により子育てと仕事の両立の支援が必要となってきました。

また、大阪のベッドタウンとして急激な人口の増加等により住民の多様な価値観が混在し、地域コミュニティの形成が図れていない地区が存在するなど、地域の中で家庭が孤立しやすい状況にあります。このような中で子育てに悩む保護者も増加しており、育児不安などについての相談指導、子育て支援センターや子育てボランティアの育成等次世代育成支援行動計画に基づき子育てのための支援施策を実施していくことが必要です。

障害者福祉においては、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目標に、障害者本人への支援はもちろん障害者に対する地域住民の理解を深める施策が必要です。上牧町障害福祉計画を策定し、福祉サービスの目標値等を定めて実施していく必要があります。

計 画 体系図



(1) 上牧町地域福祉計画の策定

- ・地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展に関する事項、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項及び社会福祉協議会等の活性化に関する事項等を盛り込んだ計画を策定し、これに基づき地域福祉の推進に努めます。

(2) 保育サービスの充実

- ・次世代育成支援行動計画に基づき保育サービスの充実に努めます。
- ・保育所の設置目的をより効果的・効率的に運営するため、公立の保育所に^{*}指定管理者制度等の民間活力を導入し事業の充実に努めます。
- ・乳幼児保育事業・障害児保育事業の充実に努めます。
- ・延長保育事業の充実に努めます。
- ・未就園児の保護者への育児相談の充実に努めます。

(3) 地域の子育て力の向上・地域における子育て支援サービスの充実

- ・地域子育て支援センター事業実施の充実に努めます。
- ・つどいの広場事業、子育てサポートクラブ事業の充実拡大を図ります。
- ・子育てネットワークづくりの推進を図ります。
- ・要保護児童対策協議会を設置し、要保護児童の早期発見や、適切な保護を図ります。

(4) 障害福祉の充実

- ・上牧町障害者福祉基本計画に基づき、障害者の自立と主体性の確立をめざし、その能力が十分に発揮できるよう施策展開に努めます。
- ・福祉サービスの目標値等を定める上牧町障害福祉計画を策定し、これに基づき実施していきます。

3. の び の び
パーソナルライフ
上 牧

(1) 夢づくり・人づくりの推進

～生涯学習・学校教育～

現況と課題

みんなで築くパークタウン上牧をめざすには、社会の急激な変化に対応して、町民一人ひとりが心豊かに健康で生きがいのある人生を過ごせ、生涯にわたって主体的に学習を継続できる機会を提供していく必要があります。

これに基づき、本町における生涯学習社会の構築を目指すには社会教育の充実を図り、学校・家庭・地域社会・社会教育団体等との幅広い連携の基に子どもから高齢者までが自主的に学べる環境づくりが必要です。

[幼児教育]

幼児教育は、人間形成の基礎を培う重要な役割を果たしており、現在、本町には、町立幼稚園が1園、私立幼稚園が1園あります。教育内容については、一人ひとりの個性に応じた教育を進め、幼児とともによりよい教育環境を創造していく必要があります。

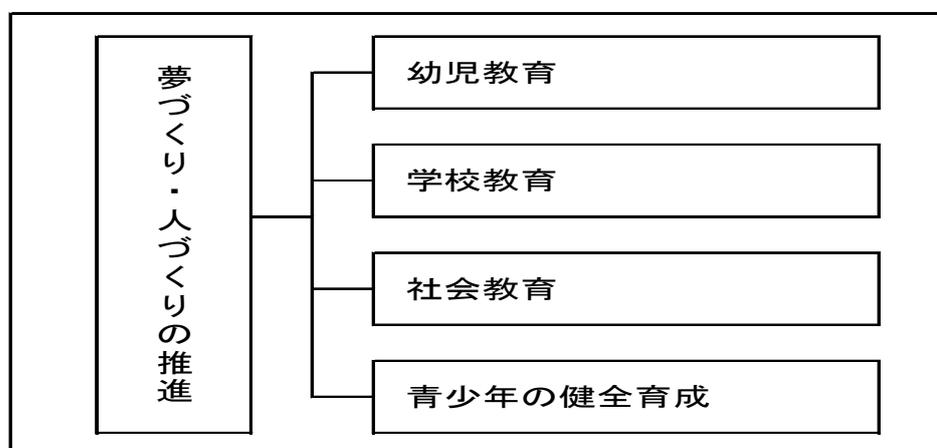
[学校教育]

学校教育については、子どもたちの豊かな感性や能力を伸ばし、知識に偏重しないのびやかな教育環境を作っていかなければなりません。本町には小学校3校、中学校2校がありますが、第3小学校以外の施設については、老朽化がみられ、教育施設・環境の計画的な整備を行っていく必要があります。

[社会教育]

社会教育としては、人づくりを念頭におき新たな文化創造をめざし、文化センターを本町の文化活動の拠点とし、さまざまな学習ニーズに応じた住民主体の体制を確立する必要があります。

計 画 体系図



(1) 幼児教育

- ・家庭や地域と幼稚園が一体となって幼児の成長をあたたく見守る教育環境を築きます。
- ・幼児の心身の発達段階を考慮しつつ、のびのびとした環境の中で、幼児の個性、主体性を育むながら協調性や社会性の育成に努めます。
- ・障害児などの受け入れ態勢の強化など、幼稚園教育の一層の充実を図ります。
- ・教育環境を向上させるため、施設・設備の改修を行い、教具や教材の充実に努めます。
- ・教師と幼児の信頼関係を築き、幼児とともによりよい教育環境を創造するように努めます。
- ・多様化する教育内容に対応できるよう、研修、視察活動などを積極的に取り入れ教育者の資質の維持・向上を図ります。

(2) 学校教育

- ・地域社会や家庭と学校が、一体的な協力体制を確立して、児童・生徒が豊かな人間性を育めるよう見守り、いじめや非行のない教育環境を築きます。
- ・教育施設の安全化を図るとともに、老朽化施設の計画的な改修を目指します。
- ・不登校やいじめ、心の悩みに関する相談体制の充実を図ります。
- ・身近な生活環境から課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てます。
- ・時代に対応した施設、設備の導入を図りコンピュータ教育などを進めます。
- ・国際化時代にふさわしい異文化交流や語学学習の機会を充実します。
- ・多種多様な教育課題等に対応できるよう、教職員の研修活動を推進します。
- ・障害児が全ての児童、生徒とともに学べる教育環境を目指します。
- ・各地域における児童、生徒数の動向を把握し、適正な校区の編成を進めます。
- ・学校施設の防犯体制の強化と共に、関係機関や地域住民と連携したパトロールなどの取り組みを強化します。

(3) 社会教育

- ・社会教育委員会議を核として、生涯学習社会の構築を目指した社会教育の充実に努めます。
- ・本町独自の文化創造の推進及び文化活動としてのペガサスホールの積極的な活用を促進します。
- ・研修の実施など、社会教育活動リーダーを育成し、各地区や団体の多彩な生涯学習活動の充実に努めます。

(4) 青少年の健全育成

- ・地域で子どもを育てる活動を推進するとともに、青少年にさまざまな活動や学習の機会を提供し併せて指導者の養成に努めます。

(2) 生涯スポーツの推進

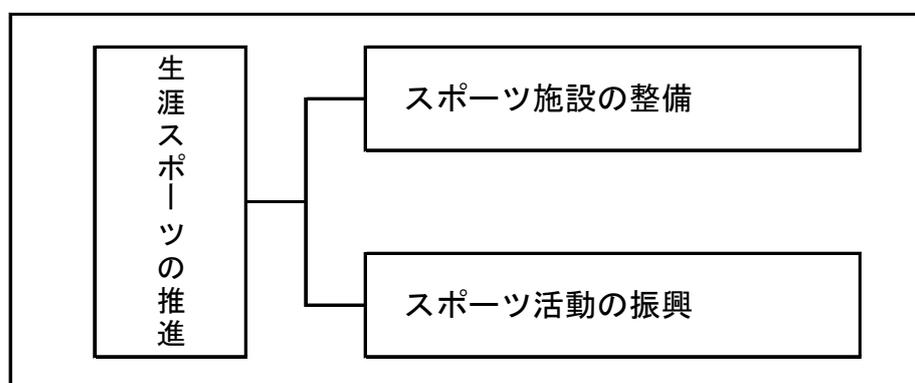
～生涯スポーツ～

現況と課題

本町では、幅広い年齢層の住民が活発にスポーツを行っており、スポーツ少年団やシルバークラブなど、様々なクラブの団体活動が近年ますますさかんになっています。

スポーツ施設としては、健民グラウンド、桜ヶ丘東公園グラウンド、町民体育館2箇所、テニスコート3箇所、町民プール1箇所があります。また、学校施設の休日開放も行っており、児童や社会人に積極的に利用されています。今後の課題としては、多様化増大するニーズに対応して、グラウンドやテニスコートなどの施設整備に努め、住民の健康増進、相互交流のできる事業を推進する必要があります。

計 画 体系図



(1) スポーツ施設の整備

- ・グラウンドやテニスコートなどスポーツ施設の整備を図ります。
- ・誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及に努めます。

(2) スポーツ活動の振興

- ・住民主体のスポーツ活動のための環境を提供し、町民総合型の新たなスポーツイベントの定着を目指します。
- ・町の特徴を活かしたスポーツ種目の定着を目指し、その競技スポーツにおける競技力向上を支援し、そこで育ったアスリートを将来の指導者として、住民に夢と感動を与えられるような環境整備に努めます。

(3) ドラマティックな上牧文化の創造

～歴史・文化～

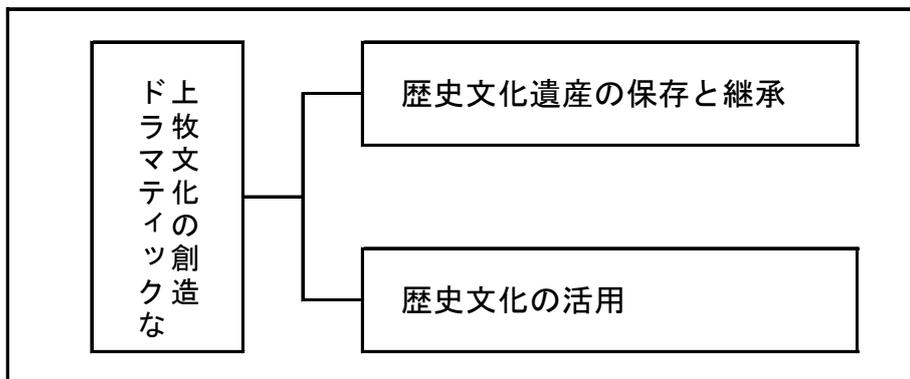
現況と課題

本町は、奈良県の北西部、奈良盆地西部に広がる馬見丘陵西部に位置し、片岡国春の居城として大和地方における重要な文化圏であり、智照神社、伊邪那岐神社、浄安寺、光専寺、片岡城など各集落に点在する遺跡など多くの歴史遺産があります。これらの中には、保存が十分でないものや地域の中に埋もれている遺産もあります。

平成14年には、町が計画した町道改良工事に伴い、下牧瓦窯発掘事前調査をした結果、瓦窯本体は確認できなかったものの、近くで瓦が焼かれていたであろうと思われるいくつかの瓦が出土しています。開発行為の際には、充分配慮することが必要です。

また、今後も歴史遺産の調査とともに、住民の皆さんに郷土の歴史を学ぶ機会を広げていく必要があります。

計 画 体系図



(1) 歴史文化遺産の保存と継承

- ・埋蔵文化財の調査、研究を進めます。
- ・町内に点在する歴史文化遺産について、保存、管理に努めます。
- ・歴史文化遺産の町指定制度の導入を図ります。

(2) 歴史文化の活用

- ・かんまき笹ゆり回廊の整備によって町内の歴史文化遺産をめぐることのできるネットワークを整備します。

(4)一人ひとりが大切にされる差別のない明るいまちづくりの実現 ～基本的人権の尊重～

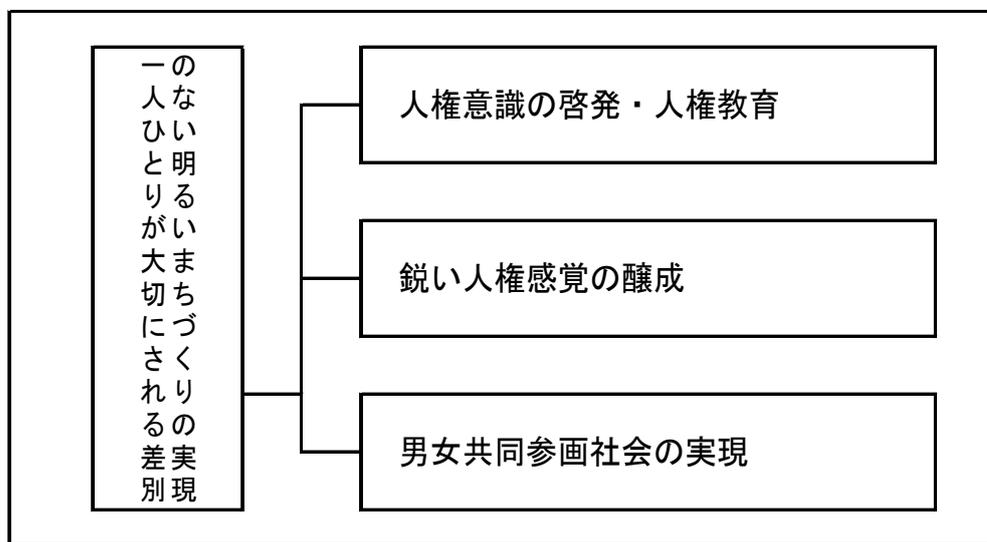
現況と課題

私たちは、日本国憲法に保障されている基本的人権の尊重を基本理念とする人づくり、社会づくりを進めなければなりません。そのために、今後も多彩な人権学習を積極的に進め、人権への正しい理解と認識を育てる必要があります。

現在本町では、さまざまな人権問題の解決のため、地区別懇談会などの学習の場を提供していますが、人権をめぐる状況はたいへん厳しく学習内容の充実や参加者の促進が課題となっています。

また、21世紀の最重要課題と位置づけされている、男性も女性も互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、教育・啓発活動を推進するとともに、2005年度からは、「人権教育のための国連10年」の取組に引き継ぐ「人権教育のための世界プログラム」や「奈良県人権施策に関する基本計画」、「上牧町人権擁護に関する条例」に基づき、差別撤廃とすべての人の人権を確立する必要があります。

計 画 体系図



(1) 人権意識の啓発・人権教育

- ・行政、幼稚園、小・中学校、地域が連携し、積極的な人権学習を推進します。
- ・地区別懇談会や指導者研修会など人権学習の継続と発展を推進します。
- ・広報紙、ホームページなどで人権尊重の精神を啓発していきます。

(2) 鋭い人権感覚の醸成

- ・学校、地域等の結びつきを強化し、人と人のつながりの強化を図ります。
- ・一人ひとりが人権の大切さを自覚し、一人ひとりを大切にする差別のない明るいまちづくりに努めます。

(3) 男女共同参画社会の実現

- ・男女がともに参画する社会の実現に向けて、家庭、地域、学校などにおける啓発や学習機会の充実に努めます。
- ・女性に対するあらゆる暴力や人権侵害の撤廃に向けて、啓発を進めるとともに、関係機関と連携した相談体制を整備します。
- ・男女共同参画社会への指針となる男女共同参画基本計画を策定、推進します。

4. き ら き ら
ア ク テ ィ ブ ラ イ フ
上 牧

(1) 地域の特性を活かした農業の推進

～農 業～

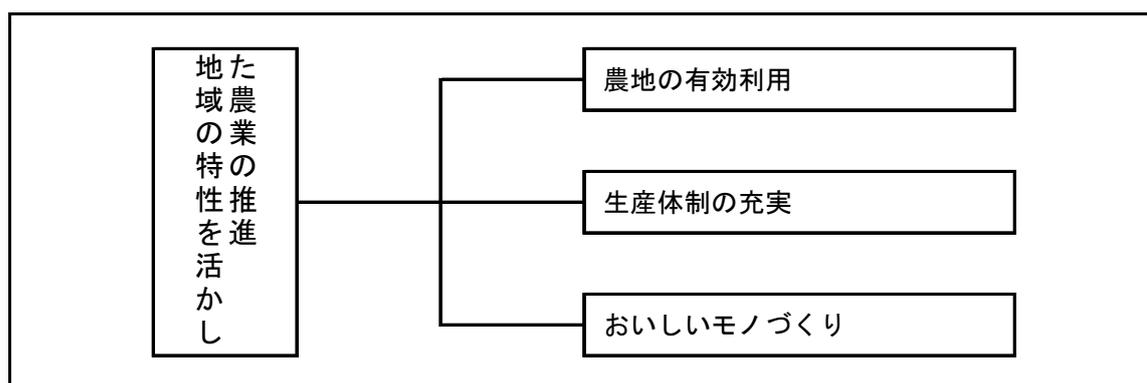
現況と課題

都市化の進展によって、混住化や集落機能の低下・農地の減少が進んでいる中、生産コストの高い稲作経営が中心に行われています。

このような状況の中、経営の近代化、安定化を推進するため、ブドウ、イチゴ等の施設栽培がおこなわれていますが、生産規模も零細で農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化しています。

今後は、おいしいモノづくりなど地域の特色ある農産物づくりや、大都市近郊の立地条件を生かした消費者との交流による都市交流型農業など多様な農業を展開していく必要があります。

計 画 体系図



(1) 農地の有効利用

- ・都市と農村との交流を目的とした貸し農園等の整備を支援します。
- ・遊休農地や耕作放棄地の解消を図り農地の保全に努めます。
- ・農道や用排水路の整備など、生産性向上のための基盤整備を進めます。

(2) 生産体制の充実

- ・主たる担い手が明確でない地域において農作業の受委託組織の整備や高齢者、女性、退職就農者など多様な担い手の確保を図りながら集落営農を推進します。
- ・新鮮な農産物の供給として、朝市などの産地直売体制を支援します。

(3) おいしいモノづくり

- ・ J Aと連携しながら都市近郊という立地条件での軟弱野菜、イチゴ等の地域振興作物を適地適作により、生産性及び収益性の向上を図ります。
- ・ 有機農法の導入など、消費者の志向にあった農産物の生産を支援します。

専業兼業別経営規模別農家数の推移

	総農家数	専 兼 業 別			経 営 規 模 別			
		専 業	一 種 兼 業	二 種 兼 業	30~50 a	50~100 a	1~1.5 ha	1.5以上 ha
平成2年	170	10	5	155	48	49	15	1
平成7年	154	13	13	128	38	50	11	0
平成12年	183	10	7	70	36	44	16	1
平成17年	170	9	1	66	30	37	7	2

資料:世界農林業センサス

注:平成17年度の専業兼業別農家数は、販売農家の値

農業粗生産額の推移

単位:百万円

	農 業 粗 生 産 額			
		農 業 粗 生 産 額	耕 種	
			米	その他
平成4年	168	168	76	92
平成8年	173	173	83	90
平成12年	165	165	73	92
平成16年	140	140	80	60

資料:奈良県統計課

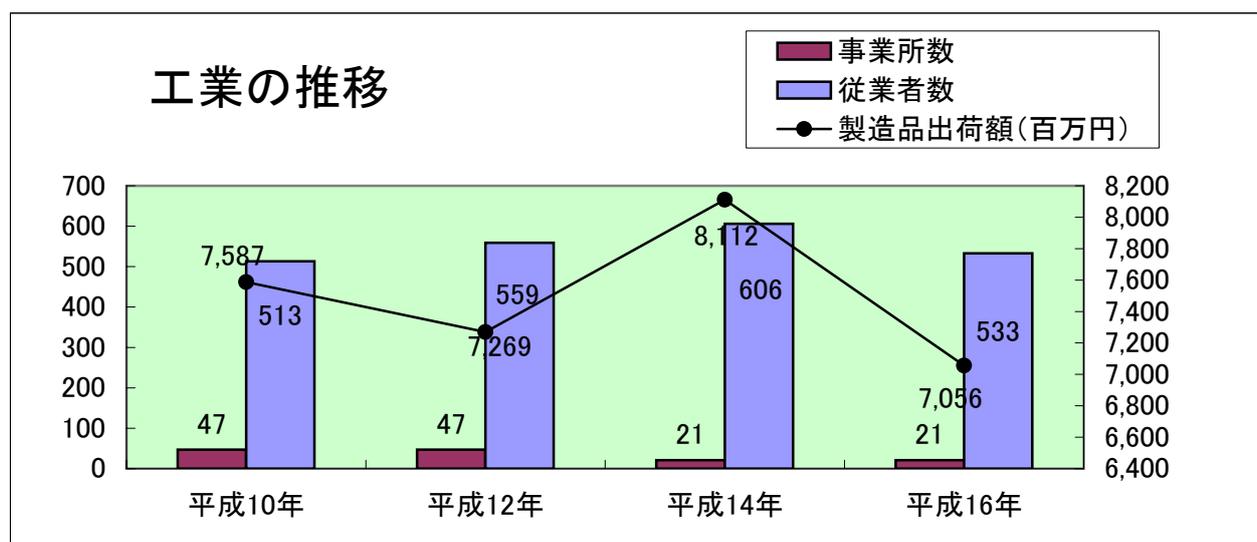
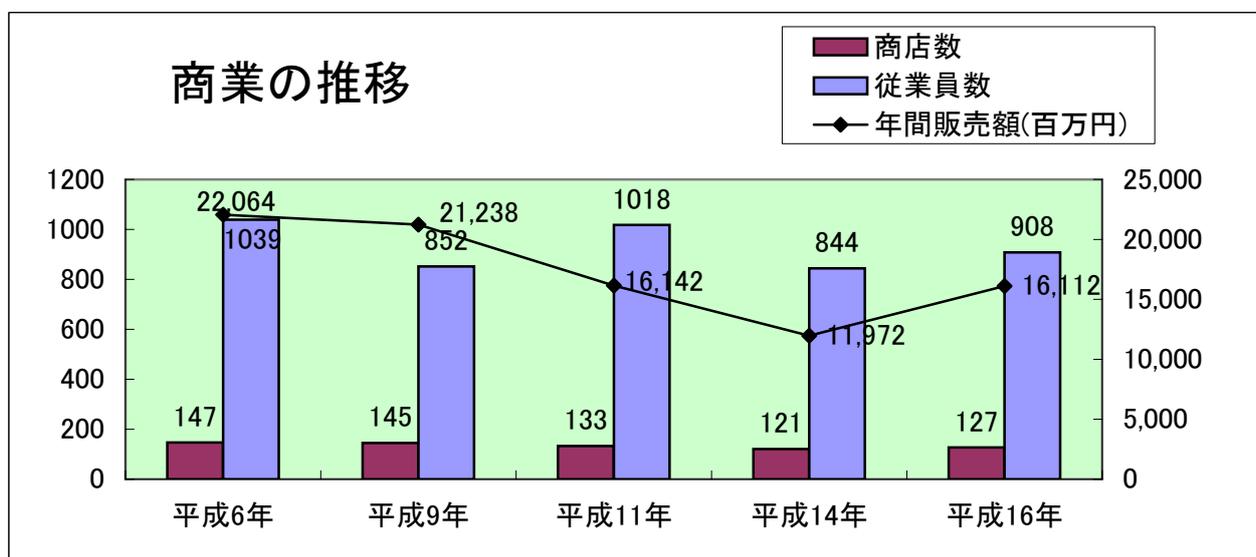
(2) 個性豊かな商工業の振興

～商工業～

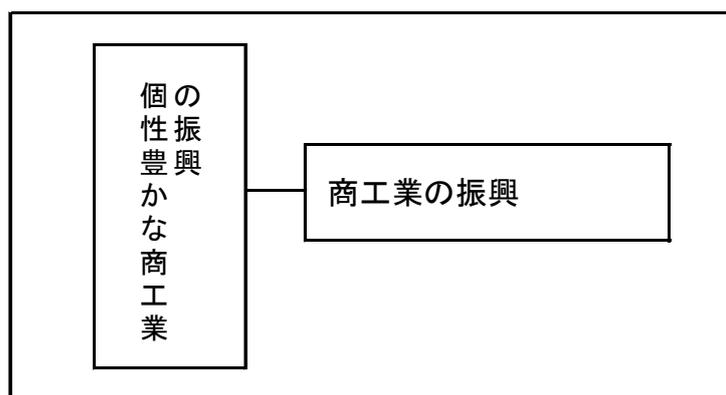
現況と課題

西大和ニュータウン内の商業系の用途地域、大型店の出店などにより本町の商業は、発展してきましたが、近年消費者ニーズの多様化やモーターレーゼーション^{*}の進展など町道下牧・高田線の沿道を中心に郊外型の量販店、スーパーなどの進出が目立つようになり、就労の場や日常の買物の場として確保されている状況となっています。

一方工業は、ゴム製品製造業（ヘップサンダル）、繊維工業を中心として発展してきましたが、社会情勢の変化、生産基盤の海外流出による安価な商品の流入など厳しい環境にあり、長期に渡る経済の低迷など商工業における小規模企業の経営は厳しい状況にあります。今後も商工会など関係機関との連携により経営者の育成、小規模企業の経営安定化が必要です。



計 画 体 系 図



(1) 商工業の振興

- 商工会をはじめとする関係機関との連携による経営指導体制の充実を図ります。
- 中小企業者のための融資認定、関係機関の融資制度の活用や情報提供に努めます。
- 経営の革新に取り組む事業者などを関係機関と連携し支援に努めます。
- 経営者の育成や起業の支援に努めます。
- 大型店舗や工場などの誘致を進め雇用促進や財源の確保に努めます。

(3) 資源を活かした協働による名所づくりの推進

～名所づくり～

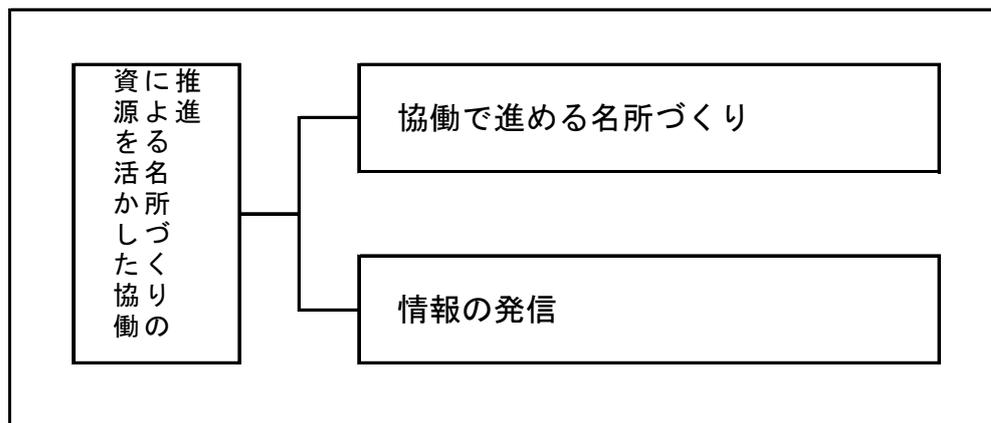
現況と課題

本町には、片岡城跡やミニ西国33ヵ所巡りの浄安寺などの歴史文化遺産や秩父池周辺など自然景観としての地域資源があります。

サンシャイングリーンベルト整備計画の滝川遊歩道もほぼ完成し、これを機に周遊道を「笹ゆり回廊」と名づけて「かんまき笹ゆり回廊そぞろ歩き」散策マップを作成しています。

今ではほとんど見るのが少なくなった町花笹ゆりの復活をめざしてコミュニティ組織と町が連携し、笹ゆりの種や球根を公共施設や寺社などに植栽をし、手作りの名所づくりに取り組んでいます。スローライフを意識してだれもが歩きたくなる笹ゆり回廊の整備を図っていきます。

計 画 体系図



(1) 協働で進める名所づくり

- ・案内板の設置の充実に努めます。
- ・コミュニティ組織などの協働による地域資源（片岡城跡など）を生かした名所づくりを推進します。
- ・地域資源を活かした笹ゆり回廊の整備に努めます。

(2) 情報の発信

- ・観光マップ「かんまき笹ゆり回廊」の充実に努めます。
- ・関係機関発行の情報誌等やホームページによるPRを推進します。

5. は つ ら つ
コ ミ ュ ニ テ ィ ラ イ フ
上 牧

(1)一人ひとりがきらめき、はばたくまちづくりの推進

～住民参画～

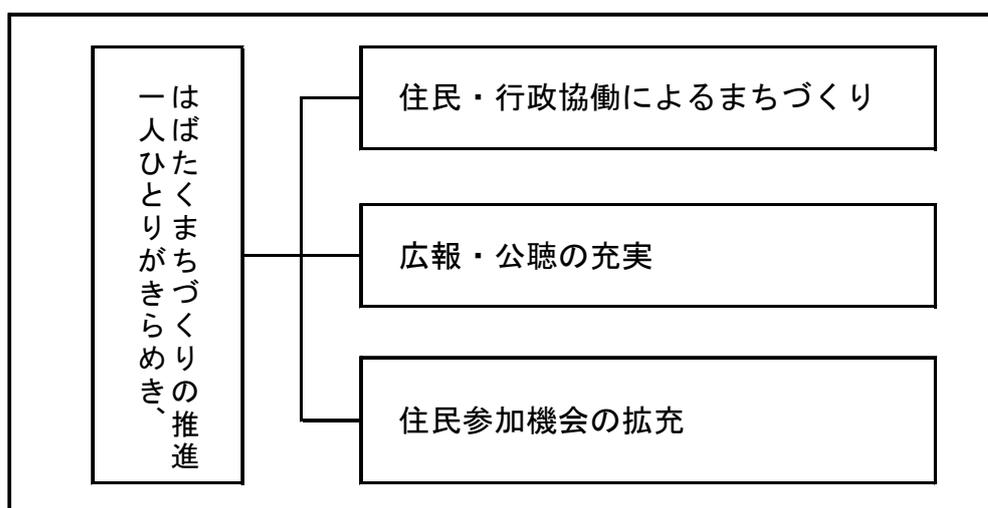
現況と課題

みんなで築くパークタウン上牧の実現のためには、住民が主体的なまちづくりへの取り組みが必要となります。

本町は、ベッドタウンという性質上、コミュニティ活動やまちづくりへの住民の関心は希薄になりがちです。また、住民の価値観やライフスタイルが多様化する中、地域に根ざした共同意識を作り上げていくことは決して容易ではありませんが、住民同士、また住民と行政がともに自らの町を築いていくという気運を高めることが重要です。

このため、あらゆる媒体を利用して住民の意見や要望を捉え、的確に行政に反映できる体制づくりが必要です。

計 画 体 系 図



(1) 住民・行政協働によるまちづくり

- ・住民の自主的な文化・コミュニティ活動などを支援し、人材・情報などの提供に努めます。
- ・住民主体のまちづくりの推進にむけ、自治会組織を始め、ボランティア団体などの自主的運営体制の確立とコミュニティリーダーの育成に努めます。

(2) 広報・公聴の充実

- ・広報紙やホームページを使った広報活動の充実に努めます。
- ・住民へまちづくりの情報を提供するため、行政情報公開を推進します。

(3) 住民参加機会の拡充

- ・あらゆる媒体を利用して住民の要望を的確に捉え行政施策に反映させるよう努めます。
- ・各行政施策の立案にあたっては、諮問機関の提言や意見を尊重するとともに、各種の住民参加機会の拡充に努めます。

(2) 自立した行財政運営の推進

～行財政・広域行政～

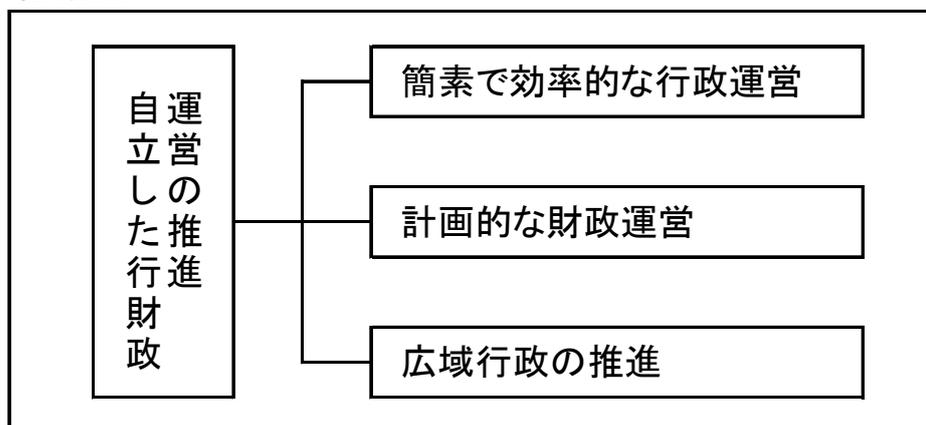
現況と課題

地方分権も実行の段階に入り、本町もまた中央指導型の自治体運営から、地方主導のまちづくりを目指し、町の現状や極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、健全な行財政運営を進めていく必要があります。行財政運営の適正合理化をめざすうえでは、行政機構の見直しや業務の省力化に努めていかなければなりません。さらに、計画的な財政運営を目指した、予算配分、自主財源の確保、経費の適正化を図る必要があります。

社会経済情勢の変化による日常生活圏の広域化、近隣市町との連携や協力、また行政の厳しい財政状況などに伴い市町村合併が求められ、平成15年6月に本町と周辺6町での法定合併協議会が設置され、合併に関する協議が行われましたが、他町による住民投票の結果を受け協議会からの離脱があり平成17年1月に協議会が解散されました。今後は、町単独で対応できない事業や行政課題など、国、県、王寺周辺広域市町村圏協議会や近隣市町との調整・協議などの連携といった広域的な行政の展開を進めていく必要があります。また、市町村合併のあり方についても重要な検討課題です。

計 画

体系図



(1) 簡素で効率的な行政運営

- ・行政機構の的確な編成に努めます。
- ・多岐の分野にわたる行政課題に取り組むため、プロジェクトチームを設けるなど、横のつながりを重視した柔軟な推進体制づくりに努めます。
- ・OA機器の導入や手続の簡略化など、行政サービスの向上に努めます。

- ・研修機会の充実などによって専門的人材や広い視野で諸問題に取り組める職員育成に努めます。

(2) 計画的な財政運営

- ・定住人口の増加や産業振興などによって、自主財源の確保に努めます。
- ・各事業の規模や優先度に応じて予算配分を行い、計画的な財政運営に努め、財政の健全化及びその弾力性の確保に努めます。
- ・行政事務の簡略化、合理化を図り、経費節減に努めます。

(3) 広域行政の推進

- ・住民の日常生活圏の広域化などに対応するため、近隣市町と連携し、広域的な行政機構の確立を目指します。
- ・市町村合併のありかたを検討します。

資
料



付．資料

上牧町基本構想策定経過

- 平成17年 7月 5日 総合計画専門部会
(以降各課で調査・ヒアリング実施・素案作成)
- 平成18年 7月26日 第1回総合計画策定委員会
- 8月31日 第2回総合計画策定委員会
- 11月28日 第1回基本構想策定審議会 (委嘱状交付)
- 12月19日 第2回基本構想策定審議会
- 平成19年 1月16日 第3回基本構想策定審議会
- 2月20日 第4回基本構想策定審議会
- 3月 2日 第5回基本構想策定審議会
- 3月27日 第6回基本構想策定審議会
- 4月13日 基本構想の答申提出
- 6月15日 平成19年6月定例議会に基本構想(案)上程
- 6月19日 総務建設委員会で審議、原案を承認
- 6月22日 平成19年6月定例議会にて議決

上地活第775号
平成18年11月28日

上牧町基本構想策定審議会
会長 芳倉利次 様

上牧町長 杉田重雄

上牧町基本構想について（諮問）

このことについて、上牧町基本構想策定審議会規程（昭和60年5月8日規程第2号）
第2条の規定に基づき上牧町基本構想を定めたいので、貴審議会の意見を求めます。

平成19年 4月13日

上牧町長 杉田 重雄 殿

上牧町基本構想策定審議会

会 長 芳倉 利次

上牧町基本構想案について（答申）

平成18年11月28日付け上地活第775号で諮問のあった上牧町基本構想（案）については、本審議会において、延べ6回にわたり慎重に審議した結果、総合的かつ計画的な施策を推進するものとして適切であると考えます。

今後、計画の推進にあたっては、本審議会の意を十分に尊重され、特に下記事項に留意されるよう意見を付して本審議会の答申とします。

記

- 1 当町に置かれている現状は、過去にない非常に厳しい財政状況であり「安心づくり構想」「人づくり構想」「まちづくり構想」の計画実現にあたっては、自助努力を基本として、簡素効率的な組織再編に迅速に取り組み、早期赤字体質から脱却し効率的で計画的な行財政運営を一層強化され推進されるように努められたい。
- 2 「みんなで築くパークタウン上牧「夢」「感動」「友愛」のある美しいまちづくり」として本構想の将来像を掲げ、このまちに住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるまちであるために、住民と行政の連携・協働によるまちづくりに努められたい。
- 3 少子高齢社会の進展、また厳しい財政状況を踏まえながら、変わりゆく社会経済情勢の動向等も十分留意し、基本構想の実施にあたっては、住民への周知に努めるとともに計画的に推進し、弾力的な施策を図られるよう努められたい。

上牧町総合計画策定委員会名簿

	氏 名	役 職
委 員 長	青木 初代	助役
副委員長	奥田 悦夫	教育長
委 員	岡山 喜芳	企画創生部長
	松浦 義弘	総務部長
	永井 憲一	住民福祉部長
	青木 俊一	生活環境部長
	今中 富夫	建設部長
	菊月 駿	水道部長
	田中 一夫	教育部長

上牧町基本構想策定審議会委員名簿

	氏 名	役 職
町議会議員	芳倉 利次	町議会議長
	池田 一志	町議会副議長
	東 充洋	町議会総務委員長
	今中 伸行	町議会文教厚生委員長
	榊原 良恵	町議会産業建設委員長
	吉川 米義	町議会運営委員長
町関係団体の役職 の者	田中 彦文	農業委員会会長
	芳倉 清隆	教育委員会委員長
	中村 鉄夫	社会教育委員会議長
	木下 茂信	自治連合会会長
	山口 勝	消防団長
	檜垣 祥次	民生児童委員協議会会長
	高重 幸平	シルバークラブ連合会副会長
	梶野 洋子	婦人会会長
その他町長が必要と 認める者	大橋 貴美子	有識者
	尾崎 晋	有識者
	片山 邦明	有識者
	小谷 洋子	有識者
	辻 義弘	有識者
	福井 治孝	有識者
	山田 繁子	有識者

○上牧町基本構想策定審議会規程

昭和 60 年 5 月 8 日
規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項の規定による基本構想を策定するにあたり、上牧町基本構想策定審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ基本構想について審議するため、上牧町基本構想策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町関係団体の役職者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、基本構想の策定が終了したときまでとする。ただし、任期中であっても委員として委嘱を受けるべき役職を離れたときは、委員の職を失うものとし、その後任の役職者に対し引き続き委嘱できるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、基本構想を主管する課において行う。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月規程第 2 号)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。